

議案第 19 号

川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針の策定について

(学校管理課)

川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針

令和8年（2026年）7月

川越市教育委員会

目 次

I	策定の趣旨.....	1
II	本方針の位置付け.....	2
III	基本方針	3
1	適正規模について	3
2	適正配置について	4
3	適正規模・適正配置に向けた手法	5
4	適正規模・適正配置の実現に向けて	7
IV	適正化検討の基準と配慮事項.....	9
1	適正化を検討する際の基準	9
2	配慮すべき事項等	9
V	資料編	11
1	小中学校をとりまく状況	11
2	児童生徒数の状況	20

I 策定の趣旨

本市における市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和 56（1981）年の 31,612 人、中学校では昭和 61（1986）年の 16,879 人をピークに、その後は減少傾向が続いています。令和 7（2025）年の時点では、ピーク時と比較して小学校で約 52%、中学校で約 51%にまで減少しており、今後も児童生徒数は減少していく見込みです。

児童生徒数の減少により、学校が小規模化すれば、子どもたちの多様な学びの機会が減り、お互いに切磋琢磨する集団教育のメリットを享受することが難しくなるだけでなく、行事の運営や教員配置の制約による教育活動への支障など、学校運営上の問題が生じる恐れがあります。

本市では、「第四次川越市教育振興基本計画」において「より快適で、質の高い学びを支える教育環境の整備・充実」を掲げ、小中学校の適正規模・適正配置の検討を進めており、こうした中で、令和 6 年 7 月には、教育委員会として市立小中学校の適正規模及び適正配置を進めていくための方向性と言える基本的な考え方となる「川越市立小中学校適正規模・適正配置基本方針」（以下、「基本方針」という。）を策定するため、学識経験者や地域の代表者などによる川越市立小中学校適正規模・適正配置審議会に諮問を行いました。同審議会では、2 年間にわたり計 7 回の慎重な審議が重ねられ、地区ごとの地理的条件や文化的背景、地域コミュニティにおける学校の役割等を丁寧に検証しながら、望ましい学校のあり方について検討が行われ、令和 7（2025）年 12 月に答申書が提出されました。

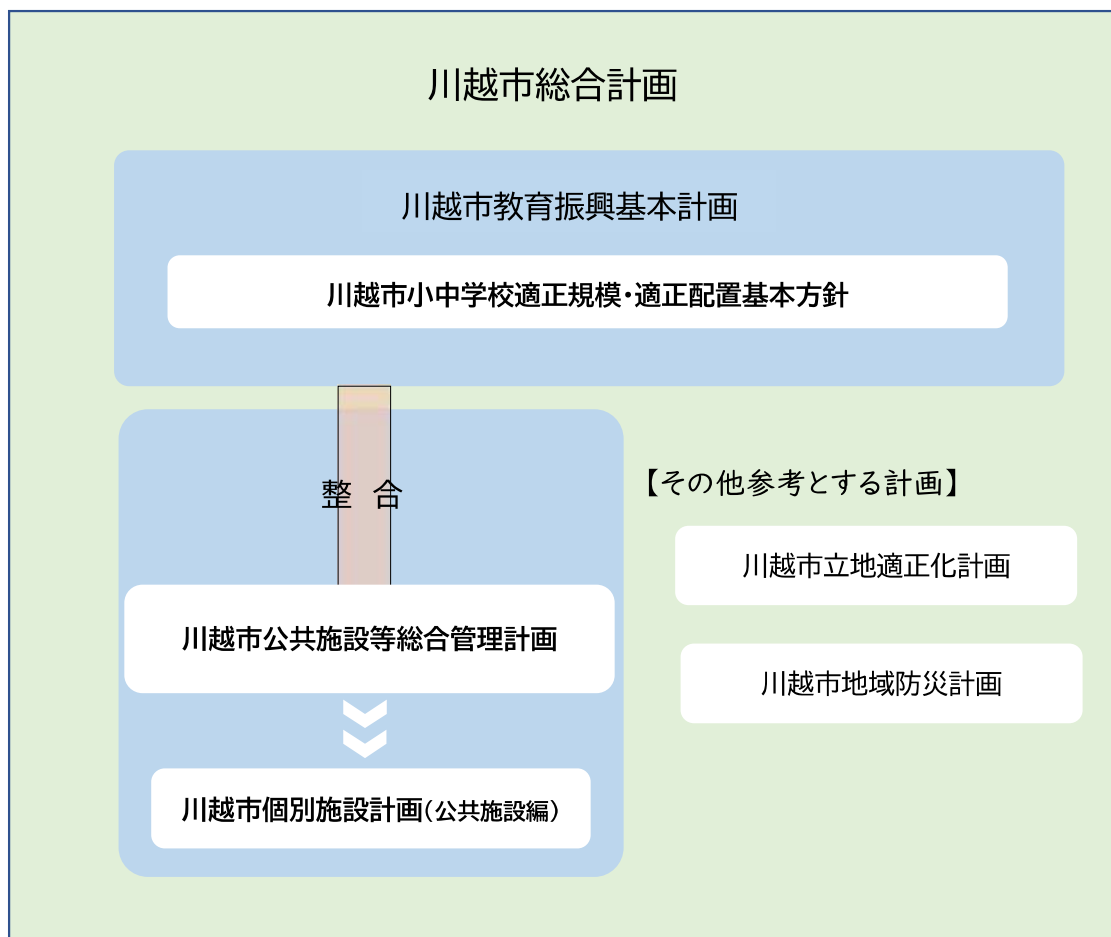
基本方針は、答申書に示された適正規模・適正配置を進めるにあたっての基本的な考え方を最大限に尊重し、具体的な施策へとつなげるための方針として策定したものです。

市立小中学校の適正規模及び適正配置の目的は、子どもたちが安全で安心して学べる環境を保障し、学校教育の質の向上を図ることにあります。次代を担う子どもたちが、変化の激しい時代を力強く生き抜くための資質・能力を育めるよう、基本方針に基づき持続可能で活力ある最適な教育環境の構築に取り組んでいきます。

Ⅱ 本方針の位置付け

- 基本方針は、本市の市立小中学校の現状や課題等を踏まえ、市立小中学校の規模及び配置の適正化を図るため、その方向性となる基本的な考え方を示しています。
- また、本市の最上位計画である「川越市総合計画」や、教育振興の施策を推進するための計画である「川越市教育振興基本計画」を踏まえるとともに、「川越市公共施設等総合管理計画」などの関連する計画との整合を図りながら策定しています。

【基本方針と関連計画との関係性】



Ⅲ 基本方針

本市は、大正 11（1922）年に川越町と仙波村が合併し、県内で初めて市制を施行し誕生しました。その後、昭和 14 年（1939）年に田面沢村と、昭和 30（1955）年には旧川越市（川越町、仙波村、田面沢村）が近隣の 9 村と合併し、現在の市域となった経緯があります。このような歴史的な背景や地域のまとまりを踏まえ、現在では市役所本庁及び市民センター所管によって 12 地区に区分され、他施策においても活用しながら市民生活に溶け込んでいます。

学校においても、同様に各地区に設置されていますが、点在する市立小中学校の児童生徒数は今後も減少していく見込みであり、現状の学校教育体制の維持が困難となることが予想されます。その結果、子どもたちの多様な学びの機会が減少し、お互いに切磋琢磨する集団教育のメリットを享受することが難しくなるだけでなく、行事の運営や教員配置の制約による教育活動への支障など、学校運営上の問題が生じる恐れがあります。

そこで、より良い教育環境の確保における望ましい学級数など、学校規模の目安を示した適正規模と、小中学校の通学区域や児童生徒の通学条件、更には地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した学校の配置を目指す適正配置を進めていくこととしました。

一方、学校はコミュニティ・スクールの展開により、地域との結びつきを一層強化しています。加えて、各地区において地域住民の学習・文化・スポーツなどの活動の場となり、地震等の非常災害時には、地域の避難所としての役割も担うなど、地域住民にとって最も身近な公共施設のひとつでもあります。このように、学校が地域コミュニティの核としての性格を持っていることから、地域の実情は看過できません。

このことから、地域毎の事情を汲み取ったうえで適正規模・適正配置を推進していくことが重要です。

1 適正規模について

学校は、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付ける場であります。そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることが望ましいものと考えます。このようなことから、一定の学校規模を確保することが重要となります。

学校規模については、「学校教育法施行規則（昭和 22 年文部科学省令第 11 号）」

(以下「施行規則」という。)第41条において、「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」(同省令第79条によって中学校に準用)と規定されています。

本市においては、これまでも適正規模の範囲を示しておりましたが、今回の基本方針策定にあたり、改めて各小中学校の現状や児童生徒数の将来推計などを踏まえ、適正規模の範囲を以下のとおり見直しました。

小学校については、適正規模を12学級以上24学級以下とする。
中学校については、適正規模を12学級以上18学級以下とする。

- 平成27(2015)年1月に文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(以下「適正規模・適正配置等に関する手引」という。)に示されている望ましい学級数を踏まえ、適正規模の範囲を下表のとおりとします。

学校種	分類	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模
小学校		1～5	6～11	12～24	25～30	31以上
中学校				12～18	19～24	25以上

2 適正配置について

適正配置とは、小中学校の通学区域や児童生徒の通学条件、更には地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した学校の配置を目指すものです。児童生徒の負担や安全面に配慮し、地域の実態を踏まえて適正な学校配置とするため、配置の単位については原則以下の考えによるものとします。

適正配置は、原則として本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域(地区)を1つの単位とする。

(1) 適正配置の対象範囲

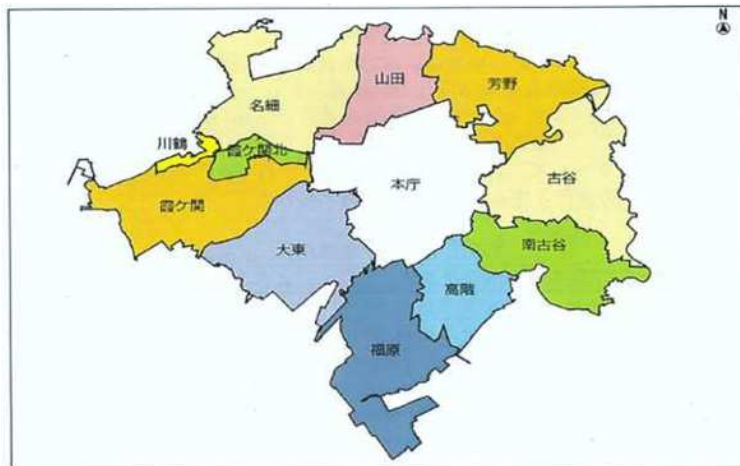
昭和30(1955)年当時の旧川越市と近隣9村による合併によって現在の市域が形成された経緯、これをうけた市民センター管内を1つの地区としてきた

文化的な背景や地理的条件、地域コミュニティの活動との関わりを踏まえると、適正配置の検討にあたっては、その対象範囲を原則として本庁地区及び市民センター管内それぞれの区域（地区）を1つの単位として進めていくことが妥当であると考えます。現在の市域が形成された経緯と、各地域のコミュニティの維持などを踏まえて、市立小中学校の適正配置を検討します。

(2) 通学区域

- 学校の配置については、適正規模・適正配置等に関する手引の中で、児童生徒の通学距離の基準として、「小学校で4 km以内、中学校で6 km以内」と示されており、現状、本市の市立小中学校の通学区域は、これらの基準距離内で設定しています（教育事務を他市に委託している一部の通学区域を除く）。
- 地区を越えて他の地区の学校に通学することで、現状の市立小中学校の通学距離を大幅に超える距離が発生する可能性が高く、自治会や子ども会といった他施策との調整も必要となるなど、慎重な検討が求められます。そのため、当面の間、現状の地区の範囲内で学校の適正配置の在り方の検討を行います。

【川越市内 12 地区配置図】



3 適正規模・適正配置に向けた手法

適正規模・適正配置の検討は、児童生徒数の減少や学校の小規模化が進み、児童生徒に対する教育上の影響や学校運営上の課題が懸念されることに加え、学校の存在が地域コミュニティに及ぼす影響についても配慮した対応が求め

られます。よって、適正規模及び適正配置については、原則以下の考え双方を満たすよう地域の実情に配慮の上進めることとします。

- 適正規模の考え方により、一定の集団規模を確保することで多様な考え方に触れ、協力し合って学ぶ機会を提供し、児童・生徒の資質や能力を伸ばせる環境の確保を図ります。
- 適正配置の対象範囲を設定することにより、小中学校の通学区域や児童生徒の通学条件、更には地域コミュニティにおける学校の役割などを考慮した学校の配置を目指します。

これら視点を踏まえ、学校の規模と配置の教育環境改善におけるバランスを考慮し、次に掲げる基本的な手法を検討します。

【同校種の統合】

小学校または中学校の同種校の統合より、一定の集団規模を確保することで、児童生徒が多様な考えに触れ、社会性やコミュニケーション能力の向上が期待されます。また、学校行事などが充実し、効果的な教育が可能となります。さらに、教職員数が増加することで、専門性や経験年数のバランスが取れた教職員集団が形成され、多様な教育活動の充実が図れます。

同校種間の統合を基本としますが、適正配置の考え方を踏まえ、地域の実情に応じて、同校種における統合による効果を一定程度補完する効果が期待される異校種の一体化の手法も採用します。

【異校種の一体化】（小中一体化）

小学校と中学校の一体化により、小・中の段階を一体的に捉え、一定の児童生徒数を確保することで、学校行事の活性化や多様な学習集団の編成、異年齢交流の機会の大幅な拡大が可能になります。これにより、小規模化で課題となる社会性の育成や切磋琢磨する環境の整備、多様な考え方に触れる機会の確保が期待されます。また、一定規模の教員集団を形成して相互乗り入れ授業を導入するなど、物的・人的に効果的な運営体制を整え、児童生徒の小中9年間を見通した系統的かつ継続的な一貫教育により教育環境の改善を図ることが考えられます。

- 小中一貫教育については、校種の枠を超えて学校段階間を「つなぐ」ことにより、義務教育期間9年間にわたり、社会の変化に対応できる資質・能力を育むことや、学びへの意欲の向上、学校生活の安心感の醸成など多くの効果が期待できることから、今後、本市では、これをより強く展開することとしています。

「小中一体化」は、こうした考え方における施設一体型と位置づけられ、本市教育の方向性との整合がとれているものです。

4 適正規模・適正配置の実現に向けて

市立小中学校の規模及び配置の適正化を進めるに当たっては、それぞれの地域の特性や考え方があるため、地域の実態を踏まえて統合等について検討する必要があります。どのような手法を選択するかについては、地域の実情を踏まえ、考え方を次のように整理します。

(1) 本庁地区及び市民センター管内（南古谷、高階、大東、霞ヶ関、霞ヶ関北、名細）

地理的な条件等を踏まえて、同校種の統合を基本とするが、小中一体化の可能性も検討し、最適な方法を選択していく。

- 本庁地区及び市民センター管内6地区では、複数の小中学校が地区内に配置されている現状にあります。
- 同校種の統合等を検討するにあたっては、通学距離や交通環境、歴史や文化的背景等、各所に十分な配慮を行うべき事象が存在します。具体的には、通学距離が長くなることに伴う、交通事故や防犯、昨今の猛暑など、子どもたちの通学時における安全性の観点や、過去の分離新設に至る経緯、伝統的な祭りなどの文化的な背景などが挙げられます。

(2) 市民センター管内（芳野、古谷、福原、川鶴、山田）

1 小 1 中の関係にある地区の学校は、他地区の同校種との統合は行わず、地区内で小中一体化を行う。

- それぞれが地区内唯一の小学校または中学校である 5 地区では、一つの生活圏が形成されています。また、学校が地域コミュニティの拠点としての役割や機能を担っていることから、小規模化による統合等を検討する際には、基本的に地区を跨いだ他地区の同校種との統合を行わないこととして検討します。

IV 適正化検討の基準と配慮事項

1 適正化を検討する際の基準

少子化の現状を考慮すると、適正化の検討は速やかに進めなければなりません。一方で、学校の統合及び適正化については、地域の理解を得つつ、慎重に進めなければなりません。こうした中、重点的に検討を進める基準は以下のとおりとします。

【適正化検討を優先して行う学校】

- 直近で全学年単学級が見込まれる学校
- 適正規模の範囲外となる学校
- 施設の老朽化が著しい学校

老朽化への対応は、児童・生徒の安全・安心な教育環境整備の視点から重要です。併せて、「川越市公共施設等総合管理計画」があり、適正規模・適正配置の考え方は、公共施設の多くを占める学校施設の在り方にも影響があります。

2 配慮すべき事項等

(1) 子どものより良い教育環境の実現に向けて

小中学校の適正規模及び適正配置の目的は、子どもたちが安全で安心して学べる環境を保障し、学校教育の質の向上を図ることにあります。そのため、在校生やその保護者はもとより、就学前の子どもの保護者など、広く意見を聴取しながら進めていきます。

(2) 学校と地域コミュニティとの連携について

小中学校の統合等を検討する際には、通学距離や交通環境などの地理的条件に加え、文化的背景などの地域事情を考慮し、対象校の地域コミュニティなど、関係者への丁寧な説明を行いながら進めていきます。

(3) 通学区域の見直しについて

地区内1小1中については、児童生徒数が将来的に著しく減少する可能性も想定されることから、教育上の配慮から将来的には区域を越えた通学区域の再編も視野に検討を行っていく必要性があります。

隣接する地区境界の周辺に同校種の学校がそれぞれ配置されている場合など、

地区内で統合等を進めるよりも、効果的かつ効率的に課題を解決できる可能性もあるため、通学区域の再編も視野に入れた検討を進めます。

(4) 基本方針等の見直しについて

本基本方針については、国の施策転換や、社会情勢の変化等の状況を鑑み、内容の見直しを行う場合もあります。

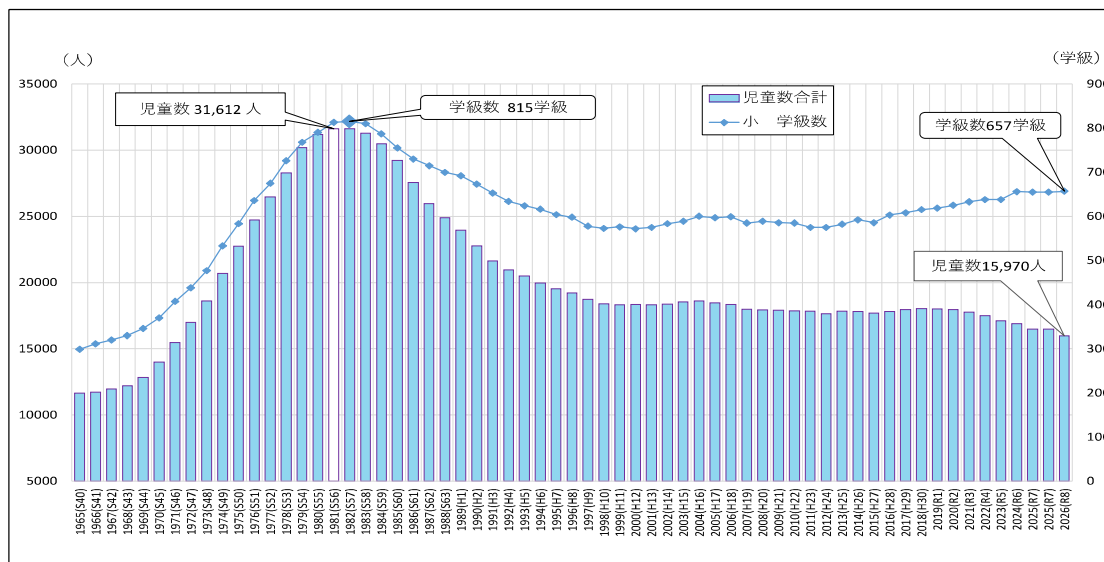
V 資料編

1 小中学校をとりまく状況

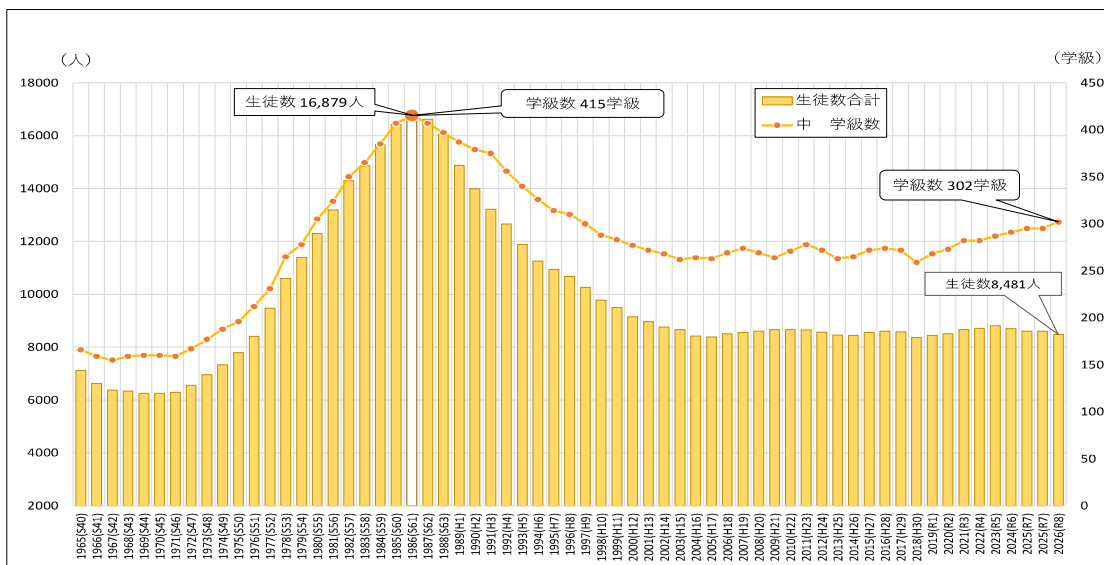
(1) 児童生徒の推移

川越市の市立小中学校の児童生徒数は、小学校では昭和56（1981）年の31,612人、中学校では昭和61（1986）年の16,879人をピークに、その後減少傾向が続いています。令和8（2026）年5月1日現在、小学校児童数は15,970人で、ピーク時の50.5%、中学校生徒数は8,481人でピーク時の50.2%となっています。

【市立小学校の児童数・学級数】



【市立中学校の児童数・学級数】

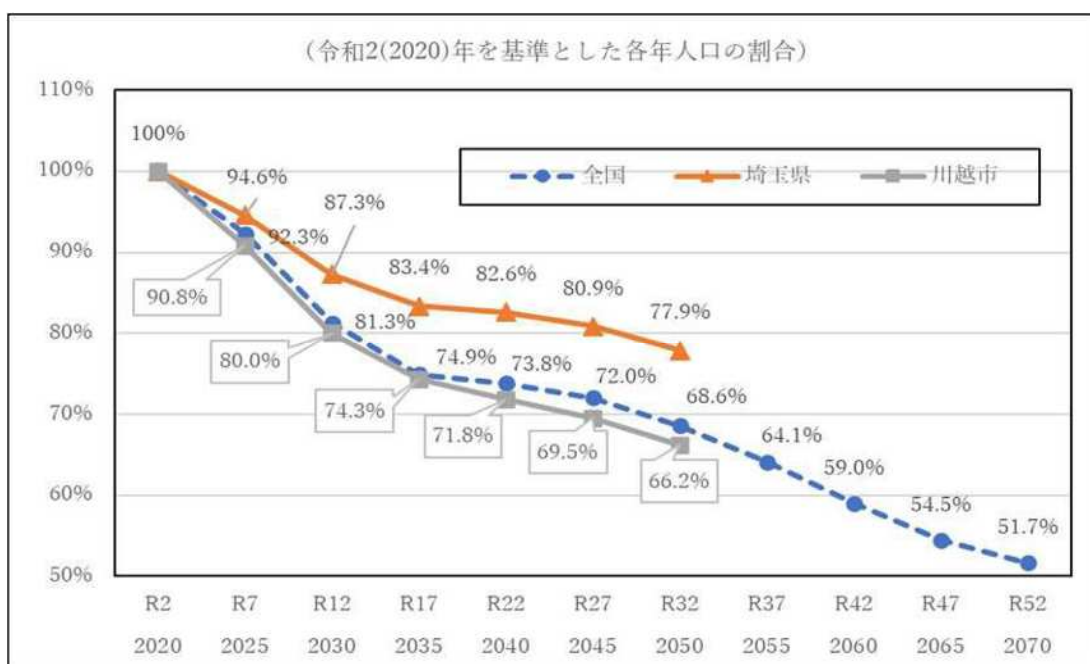


出典:児童数、生徒数及び学級数は、各年度5月1日時点の「学校基本調査」に基づく数値(特別支援学級を含む)。

① 国・県・市の将来人口推計

令和2(2020)年国勢調査の確定数を出発点とする全国将来人口推計によると、全国の5歳から14歳の人口は今後50年間で、51.7%に減少する予測です。埼玉県は、全国よりも緩やかな減少が見込まれており、今後30年間で、77.9%に減少すると予測されています。

【5歳から14歳の将来人口推計】

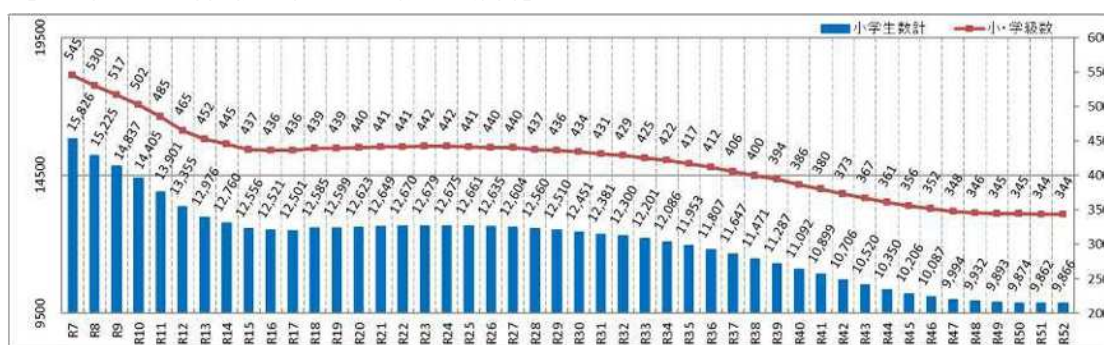


出典: 全国は、「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)国立社会保障・人口問題研究所」における「1-9A男女年齢5歳階級別人口」から算出。埼玉県及び川越市は、「埼玉県の市町村別将来人口推計ツール(令和5(2023)年8月統計課)」における「分析1」シートにより算出。

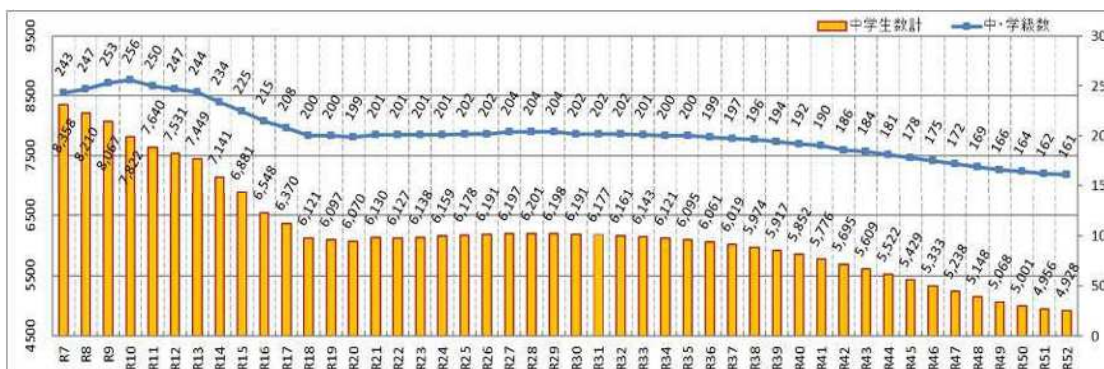
② 児童生徒数の推計

今後の見通しとしては、「川越市将来人口推計（令和6年度推計）」による令和8年（2026）の推計人口と、同年度の「学校基本調査」による市立小中学校の就学者数との比率に基づいて、将来の就学者数を推定しました。その結果、令和52（2070）年の就学者数は、小学校では9,866人（令和7（2025）年より、5,960人、37.65%の減）、中学校では4,928人（令和7（2025）年より、3,430人、41.03%の減）となっています。

【小学校 就学者（児童）数・学級数の推計】



【中学校 就学者（生徒）数・学級数の推計】



出典：令和7（2025）年と令和8（2026）年はそれぞれ同年5月1日時点の実績値（特別支援学級を含まない）。

令和9（2027）年以降の就学者数の推計は、「川越市将来人口推計（令和6年度推計）」の令和8（2026）年の推計人口の学齢者数と、令和8（2026）年度の「学校基本調査」による通常の学級に在籍する児童又は生徒数との比率を算出し、令和9年以降の推計人口の学齢者数に当該比率を乗じて算出した数値。

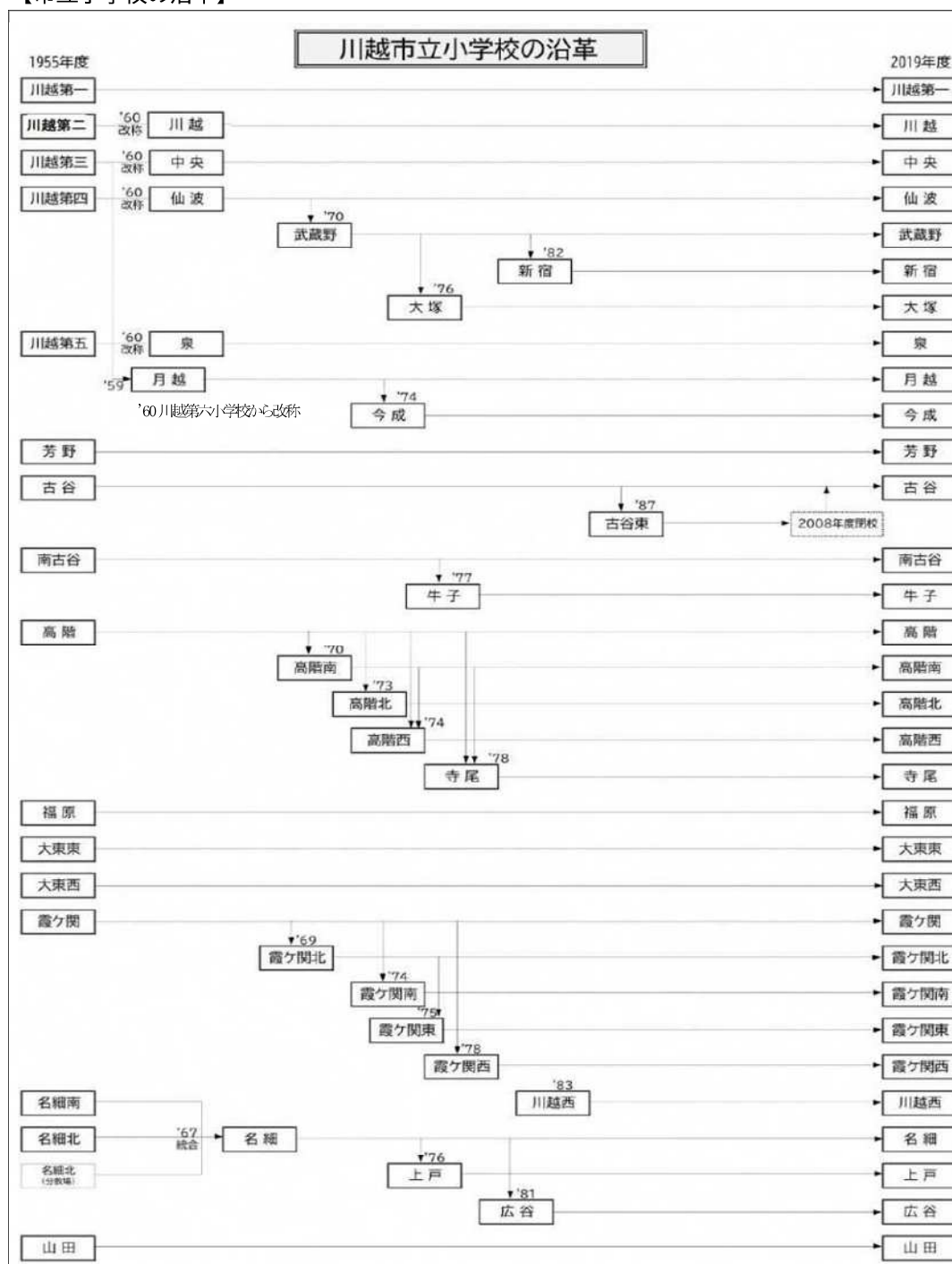
学級数の推計は、令和8（2026）年度の「学校基本調査」による児童数又は生徒数を学級編制の標準で除して得た学級数（小数点以下繰上げ）と実際に「学校基本調査」による通常の学級の学級数との比率を算出し、令和9（2027）年以降の「川越市将来人口推計（令和6年度推計）」から前段により推計した学齢者数を学級編制の標準で除して得た数値に、当該比率を乗じて算出した数値。

(2) 小中学校の沿革

① 小学校

昭和30（1955）年度には16校でしたが、昭和62（1987）年度には33校となりました。平成20（2008）年度に1校が閉校し、現在32校となっています。

【市立小学校の沿革】



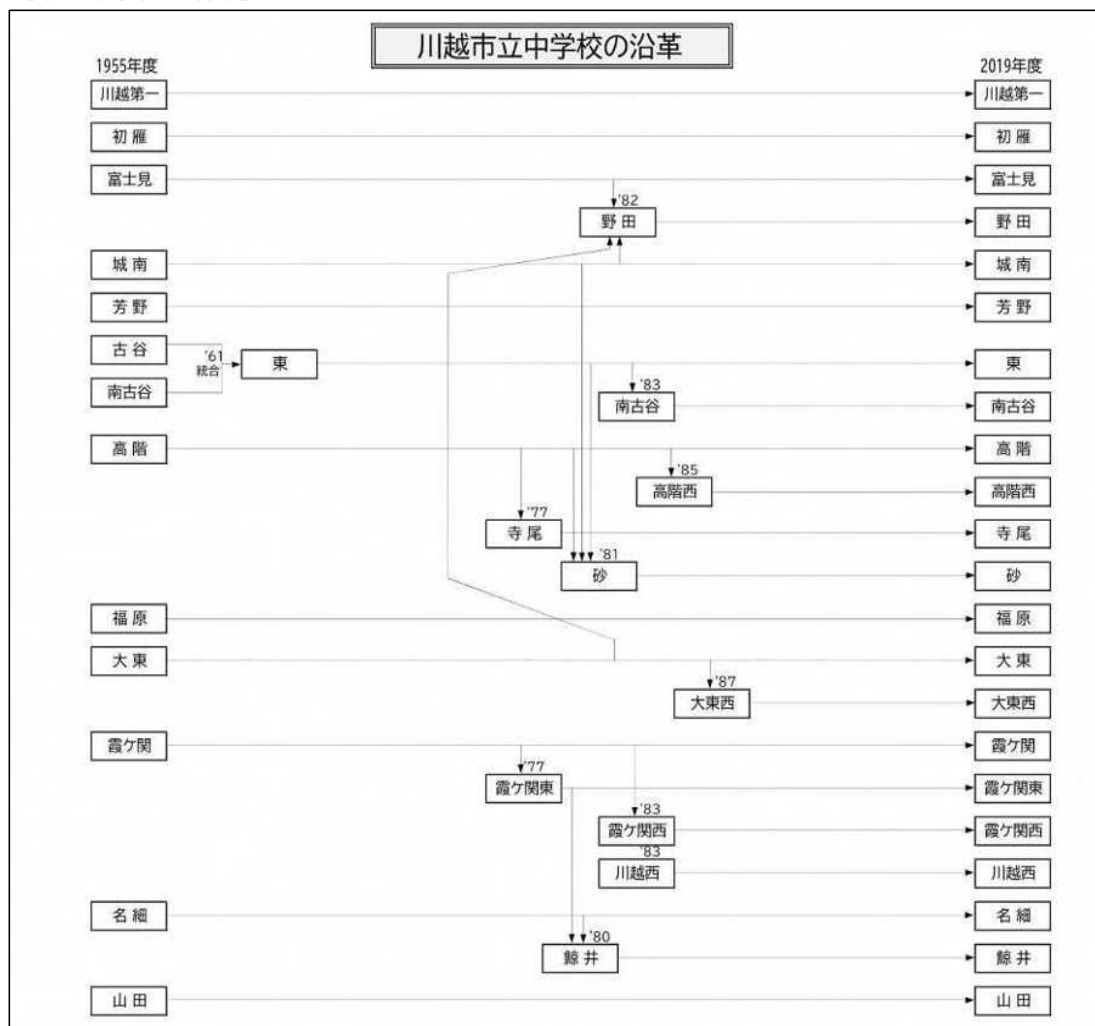
出典：「川越市教育委員会50年のあゆみ」並びに川越小及び月越小の「学校沿革誌」を基に学校管理課で作成。

② 中学校

昭和30（1955）年度には13校でしたが、昭和62（1987）年度には22校となり、現在に至ります。

また、現在の市域となった昭和30（1955）年当時は、合併前の9村の村ごとに1校の中学校が置かれていました。

【市立中学校の沿革】

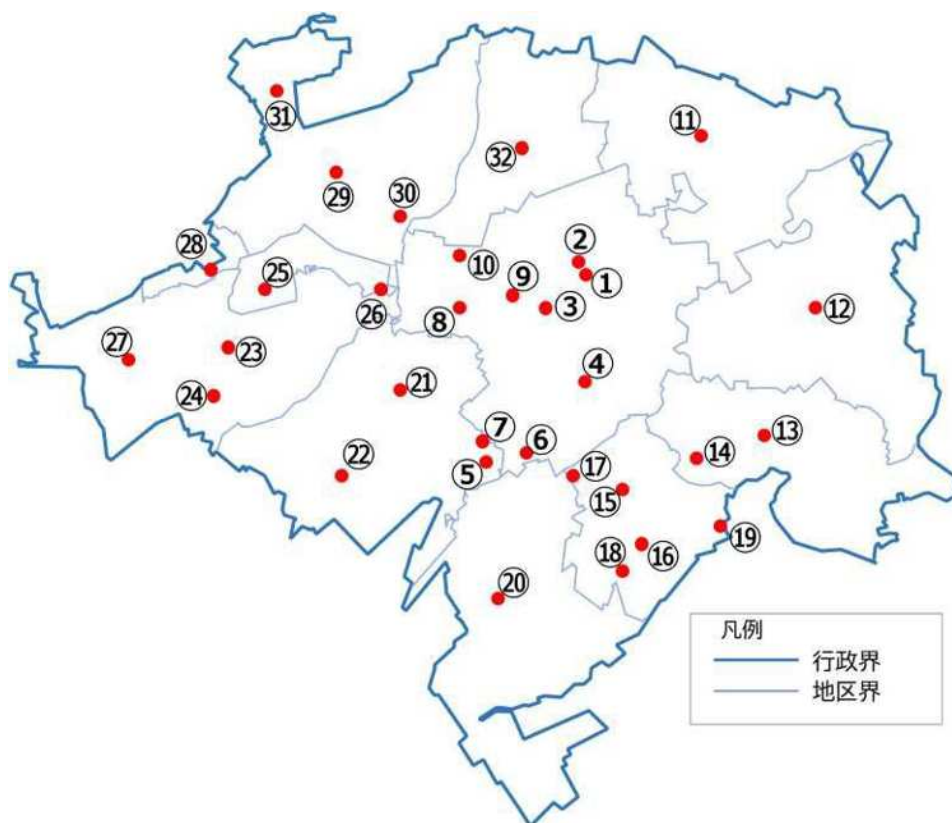


出典：「川越市教育委員会50年のあゆみ」

参考：第2次ベビーブーム（昭和46～49年、1971～1974年）に生まれた子供は、小学校に昭和53～61（1978～1986）年、中学校に昭和59～平成1（1984～1989）年に在籍。

(3) 小中学校の配置

【市立小学校配置図】

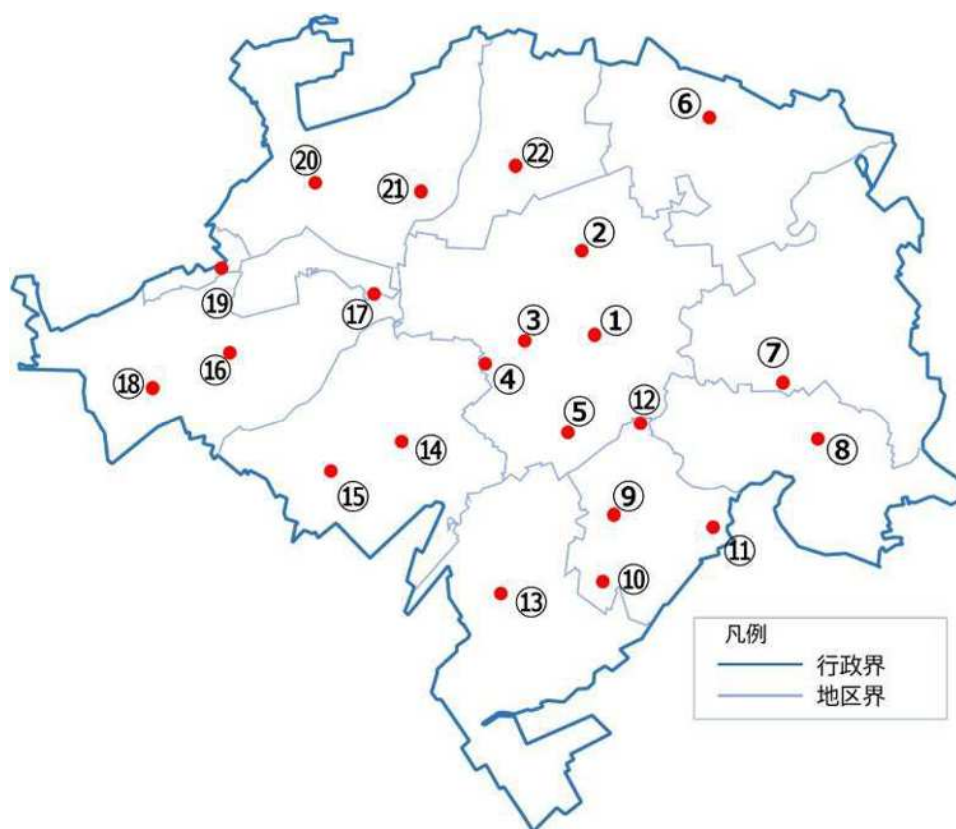


【市立小学校一覧】

No.	校名	地区	No.	校名	地区	No.	校名	地区
1	川越第一小	本庁	12	古谷小	古谷	23	霞ヶ関小	霞ヶ関
2	川越小		13	南古谷小	南古谷	24	霞ヶ関南小	
3	中央小		14	牛子小		25	霞ヶ関北小	霞ヶ関北
4	仙波小		15	高階小	高階	26	霞ヶ関東小	
5	武蔵野小	大東	16	高階南小		27	霞ヶ関西小	霞ヶ関
6	新宿小	本庁	17	高階北小		28	川越西小	川鶴
7	大塚小※		18	高階西小		29	名細小	名細
8	泉小		19	寺尾小		30	上戸小	
9	月越小		20	福原小	福原	31	広谷小	山田
10	今成小	芳野	21	大東東小	大東	32	山田小	
11	芳野小		22	大東西小				

※「大塚小」は、所在は大東地区ですが、通学区域の面積と児童数からみると、本庁地区の割合が高いことから、本庁地区に属する学校として整理しています。

【市立中学校配置図】



【市立中学校一覧】

No.	校名	地区	No.	校名	地区	No.	校名	地区
1	川越第一中	本庁	9	高階中	高階	16	霞ヶ関中	霞ヶ関
2	初雁中		10	高階西中		17	霞ヶ関東中	霞ヶ関北
3	富士見中		11	寺尾中		18	霞ヶ関西中	霞ヶ関
4	野田中		12	砂中		19	川越西中	川鶴
5	城南中		13	福原中	福原	20	名細中	名細
6	芳野中	芳野	14	大東中	大東	21	鯨井中	
7	東中	古谷	15	大東西中		22	山田中	山田
8	南古谷中	南古谷						

【地区別の小中学校の配置状況】

地区名	小学校名	校数	中学校名	校数	地区名	小学校名	校数	中学校名	校数	
本庁	川越第一小	9	川越第一中	5	福原	福原小	1	福原中	1	
	川越小		初雁中		大東	武蔵野小	3	大東中	2	
	仙波小		富士見中			大東東小		大東西中		
	大塚小		野田中			大東西小				
	今成小		城南中		霞ヶ関	霞ヶ関小	3	霞ヶ関中	2	
	中央小					霞ヶ関南小		霞ヶ関西中		
	新宿小					霞ヶ関西小				
	泉小				霞ヶ関北	霞ヶ関北小	2	霞ヶ関東中	1	
	月越小					霞ヶ関東小				
芳野	芳野小	1	芳野中	1	川鶴	川越西小	1	川越西中	1	
古谷	古谷小	1	東中	1	名細	名細小	3	名細中	2	
南古谷	南古谷小	2	南古谷中	1		広谷小		鯨井中		
	牛子小					上戸小				
高階	高階小	5	高階中	4	山田	山田小	1	山田中	1	
	高階南小		砂中							
	高階北小		高階西中							
	高階西小		寺尾中							
	寺尾小									

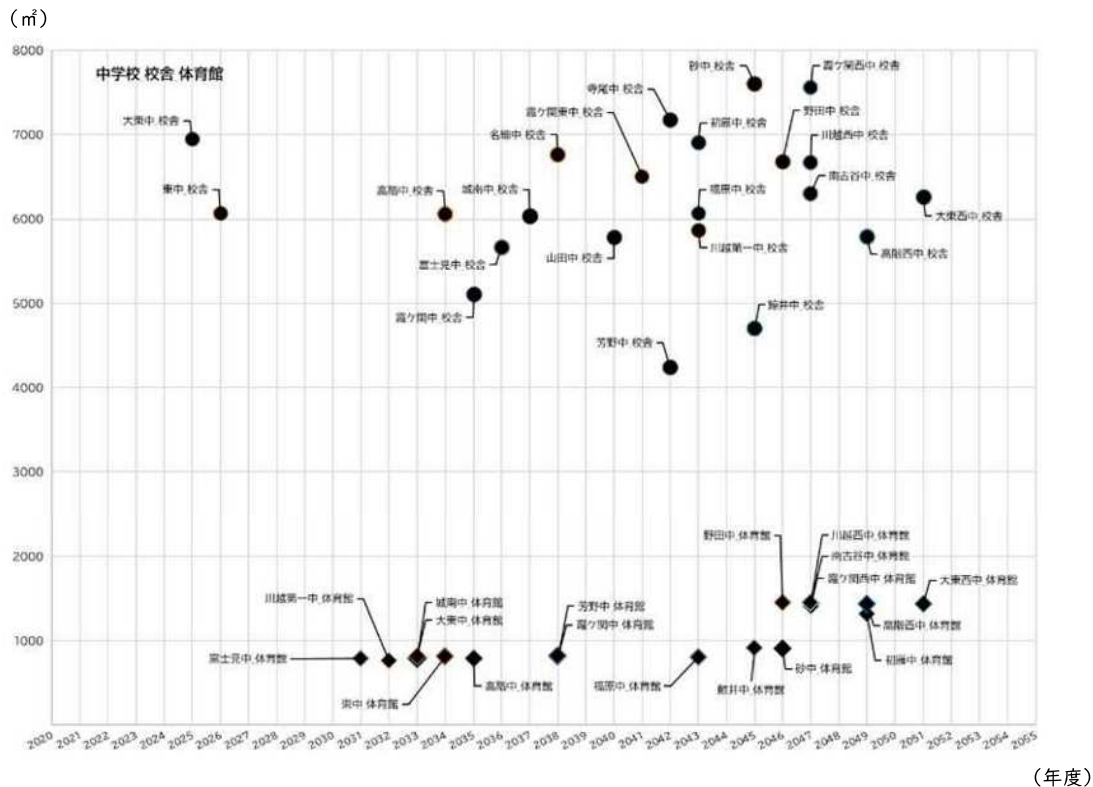
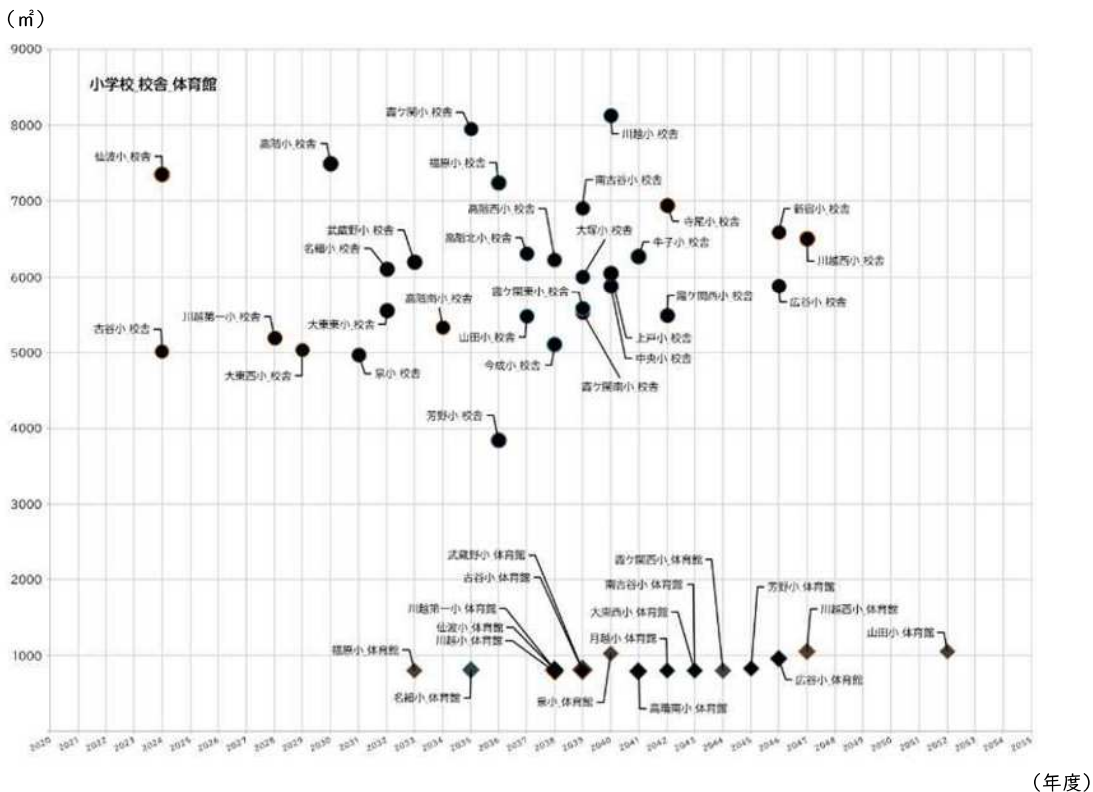
(4) 校舎等の更新時期等

① 目標使用年数

【施設の目標使用年数】

建築年度	目標使用年数	耐震基準
昭和 56 年度まで	65 年	旧耐震基準
昭和 57 年度から	65 年超	新耐震基準

【令和 37 年までに建築後 65 年が到来する小中学校施設】



出典：川越市個別施設計画(公共施設編)令和8(2026)年3月を基に学校管理課で作成。

2 児童生徒数の状況

(1) 小中学校の現況（令和8年度）

令和8（2026）年5月1日時点で、各小学校の通常学級に通う児童数の最大は南古谷小学校の849人で、学級数は27学級です。最小は霞ヶ関南小学校の197人で、学級数は9学級となっています。

【令和8（2026）年5月1日時点の児童数・学級数の現況】

学校名	1年生 (人)	2年生 (人)	3年生 (人)	4年生 (人)	5年生 (人)	6年生 (人)	児童数 (人)	学級数 (学級)
川越第一小学校	87	77	100	110	105	109	588	20
川越小学校	81	81	85	100	79	101	527	18
中央小学校	56	80	71	81	80	73	441	17
仙波小学校	90	100	112	118	134	128	682	22
新宿小学校	72	97	78	96	94	95	532	18
大塚小学校	59	76	76	67	76	66	420	15
泉小学校	82	91	76	73	94	89	505	18
月越小学校	60	58	45	55	51	39	308	12
今成小学校	54	61	52	72	58	65	362	13
芳野小学校	37	31	35	38	44	51	236	10
古谷小学校	64	51	64	67	69	68	383	12
南古谷小学校	135	117	136	159	149	153	849	27
牛子小学校	58	57	67	54	63	72	371	13
高階小学校	92	106	138	119	107	128	690	23
高階南小学校	53	65	62	73	78	58	389	14
高階北小学校	96	118	95	104	85	103	601	19
高階西小学校	79	97	85	79	65	91	496	17
寺尾小学校	46	66	63	61	67	74	377	13
福原小学校	86	84	114	86	106	98	574	20
武蔵野小学校	112	104	111	116	114	97	654	22
大東東小学校	88	77	85	76	91	87	504	18
大東西小学校	63	69	98	79	83	92	484	16
霞ヶ関小学校	74	103	99	82	97	104	559	18
霞ヶ関南小学校	36	32	28	31	38	32	197	9
霞ヶ関西小学校	71	70	72	63	101	89	466	16
霞ヶ関北小学校	59	64	80	51	69	80	403	14
霞ヶ関東小学校	49	44	55	39	51	49	287	12
川越西小学校	59	51	78	72	82	84	426	16
名細小学校	78	74	79	96	105	100	532	18
上戸小学校	70	81	90	76	79	82	478	17
広谷小学校	43	48	46	59	58	59	313	12
山田小学校	83	95	106	97	109	101	591	21
合計	2,272	2,425	2,581	2,549	2,681	2,717	15,225	530

令和 8（2026）年 5 月 1 日時点で、各中学校の通常学級に通う生徒数の最大は城南中学校の554人で、学級数は16学級です。最小は芳野中学校の144人で、学級数は6学級となっています。

【令和 8（2026）年 5 月 1 日時点の生徒数・学級数の現況】

学校名	1 年生 (人)	2 年生 (人)	3 年生 (人)	生徒数 (人)	学級数 (学級)
川越第一中学校	169	179	158	506	14
初雁中学校	157	153	157	467	13
富士見中学校	114	122	114	350	11
野田中学校	100	92	95	287	9
城南中学校	206	163	185	554	16
芳野中学校	48	47	49	144	6
東中学校	86	105	111	302	9
南古谷中学校	170	180	170	520	15
高階中学校	132	131	153	416	12
高階西中学校	90	77	96	263	8
寺尾中学校	134	136	112	382	11
砂中学校	108	124	112	344	11
福原中学校	120	136	135	391	12
大東中学校	175	145	164	484	14
大東西中学校	85	108	83	276	9
霞ヶ関中学校	125	145	136	406	12
霞ヶ関西中学校	132	121	131	384	12
霞ヶ関東中学校	99	107	107	313	9
川越西中学校	108	132	101	341	11
名細中学校	151	163	162	476	15
鯨井中学校	95	77	79	251	7
山田中学校	108	127	118	353	11
合計	2, 712	2, 770	2, 728	8, 210	247

出典：令和 8（2026）年 5 月 1 日現在の「学校基本調査」の「児童数」及び「生徒数」並びに「学級数」における「通常の学級」の計の数値（特別支援学級を含まない）。

(2) 今後の見込み（令和 14 年度・20 年度）

令和 8（2026）年度時点で小学校入学前の川越市に住民登録されている子どもの数を基に、住民登録上で推計可能な 6 年後の令和 14（2032）年度における各小学校の児童数を算出しました。その結果、児童数が多い順に並べると以下のようになります。なお、小規模の学校である芳野小学校では、6 学年のうち 5 学年で単学級化となり、霞ヶ関南小学校では、全学年で単学級化が予測されます。

【児童数・学級数の見込み】

学校名	令和 8 年度		令和 14 年度		増減	
	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)	児童数 (人)	学級数 (学級)
仙波小学校	682	22	733	24	51	2
南古谷小学校	849	27	707	22	-142	-5
高階小学校	690	23	681	23	-9	0
川越第一小学校	588	20	554	18	-34	-2
泉小学校	505	18	554	18	49	0
高階北小学校	601	19	531	17	-70	-2
霞ヶ関小学校	559	18	503	18	-56	0
大東東小学校	504	18	502	18	-2	0
福原小学校	574	20	478	16	-96	-4
山田小学校	591	21	456	16	-135	-5
上戸小学校	478	17	447	15	-31	-2
武蔵野小学校	654	22	434	16	-220	-6
新宿小学校	532	18	428	15	-104	-3
川越小学校	527	18	398	14	-129	-4
高階西小学校	496	17	396	14	-100	-3
大東西小学校	484	16	397	14	-87	-2
高階南小学校	389	14	391	13	2	-1
名細小学校	532	18	360	13	-172	-5
大塚小学校	420	15	345	12	-75	-3
中央小学校	441	17	330	12	-111	-5
寺尾小学校	377	13	317	12	-60	-1
月越小学校	308	12	316	12	8	0
今成小学校	362	13	314	12	-48	-1
霞ヶ関北小学校	403	14	309	13	-94	-1
牛子小学校	371	13	307	12	-64	-1
霞ヶ関西小学校	466	16	300	11	-166	-5
霞ヶ関東小学校	287	12	297	12	10	0
川越西小学校	426	16	283	10	-143	-6
広谷小学校	313	12	249	11	-64	-1
古谷小学校	383	12	248	11	-135	-1
霞ヶ関南小学校	197	9	160	6	-37	-3
芳野小学校	236	10	153	7	-83	-3
市立小学校全体	15, 225	530	12, 878	372	-2, 347	-158

令和8(2026)年度時点で中学校入学前の川越市に住民登録されている子どもの数を基に、住民登録上で推計可能な6年後の令和14(2032)年度及び令和20(2038)年度における各中学校の生徒数を算出しました。その結果、生徒数が多い順に並べると以下のようになります。なお、最小規模の学校である芳野中学校では、令和20(2038)年度には全学年の単学級化が予測されます。

【生徒数・学級数の見込み】

学校名	令和8年度		令和14年度		令和20年度		令和8年度から 令和20年度の増減	
	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)	生徒数 (人)	学級数 (学級)
川越第一中学校	506	14	545	17	508	16	2	2
城南中学校	554	16	520	17	444	15	-110	-1
大東中学校	484	14	575	18	406	13	-78	-1
寺尾中学校	382	11	438	14	360	11	-22	0
高階中学校	416	12	456	15	356	11	-60	-1
初雁中学校	467	13	487	15	339	11	-128	-2
富士見中学校	350	11	332	11	324	11	-26	0
南古谷中学校	520	15	393	13	286	10	-234	-5
名細中学校	476	15	408	12	281	9	-195	-6
霞ヶ関中学校	406	12	348	11	275	9	-131	-3
砂中学校	344	11	346	11	275	9	-69	-2
野田中学校	287	9	326	11	273	9	-14	0
霞ヶ関東中学校	313	9	307	10	252	9	-61	0
東中学校	302	9	280	9	232	8	-70	-1
山田中学校	353	11	312	11	214	8	-139	-3
鯨井中学校	251	7	264	9	208	7	-43	0
福原中学校	391	12	341	11	198	7	-193	-5
高階西中学校	263	8	294	10	196	7	-67	-1
大東西中学校	276	9	231	7	192	7	-84	-2
霞ヶ関西中学校	384	12	294	9	167	6	-217	-6
川越西中学校	341	11	252	8	135	6	-206	-5
芳野中学校	144	6	113	5	59	3	-85	-3
市立中学校全体	8,210	247	7,862	227	5,980	173	-2,230	-74

出典:令和14(2032)年度及び令和20(2038)年度の児童生徒数は、令和8(2026)年5月1日時点で、川越市に住民登録されている者から、平成23(2011)年4月2日から令和8(2026)年4月1日までの生年月日の者を抽出し、以後も異動することなしに学齢に達したと仮定して算出した数値(自然増減及び社会増減は考慮していない。)

議案第 2 0 号

川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めることについて

(学校管理課)

議案第 20 号

川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程を定めること
について

1 改正の趣旨

埼玉県において「埼玉県立学校職員服務規程」が改正され、部分休業の取得方法が拡充されたことに伴い、川越市立学校職員服務規程の一部を改正するものです。

2 改正の内容

学校職員は、部分休業の請求に係る申出又は申出の内容の変更にあたり、第 1 号部分休業又は第 2 号部分休業のいずれの部分休業とするか部分休業申出書（様式第 18 号）により教育委員会に提出しなければならないこととします。また、第 1 号部分休業を請求する場合は第 1 号部分休業簿（様式第 18 号の 2）を、第 2 号部分休業を請求する場合は第 2 号部分休業簿（様式第 18 号の 3）により教育委員会に請求しなければならないこととします。

3 効果

適正な事務の執行を図ることができます。

4 施行日について

この規程は、公布の日から施行するものです。

川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程

川越市立学校職員服務規程（昭和３３年教育委員会規程第４号）の一部を次のように改正する。

第１６条の２第３項を次のように改める。

- ３ 職員は、育児休業法第１９条第２項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書（様式第１８号）を教育委員会に提出しなければならない。同条第３項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。

第１６条の２第５項中「第１項から第３項まで」を「第１項、第２項及び第４項」に改め、同項を第６項とし、第４項を第５項とし、第３項の次に次の１項を加える。

- ４ 前項の申出を行つた職員は、育児休業法第１９条第１項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第２項第１号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第１号部分休業」という。）の請求にあつては第１号部分休業簿（様式第１８号の２）を、同項第２号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第２号部分休業」という。）の請求にあつては第２号部分休業簿（様式第１８号の３）をもつて教育委員会に請求しなければならない。

様式第１８号を次のように改める。

部 分 休 業 申 出 書

年 月 日

川越市教育委員会 様

校 名
職 名
氏 名

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	☐ 当初	☐ 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	☐ 変更	☐ 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

（注）1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表第6の3の2を、第2号部分休業の場合は別表第6の3の3を提出すること。

様式第 18 号の次に次の 2 表を加える。

校名
職名
氏名

第1号部分休業簿

年度

整理番号	承認			請求者 (承認/取組)	部分休業の請求期間							請求月日	備考			
	承認者		請求者		月日				時間							
					から	まで	月日	から	まで	時分	から			まで		
1						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
2						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
3						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
4						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
5						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
6						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
7						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
8						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
9						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	
10						月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

校名
職名
氏名

年度

第2号部分休業簿

整理番号	決裁				請求事由 (疾病/欠勤)	部分休業の請求期間								請求 時間数	残時間数	請求月日	備考
	決裁者					月日				時間							
						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで				
1						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
2						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
3						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
4						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
5						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
6						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
7						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
8						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
9						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	
10						月日	から	月日	まで	時分	から	時分	まで	時間分	時間分	月日	

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

川越市立学校職員服務規程の一部を改正する規程新旧対照

改 正 案	現 行
(育児休業等) 第16条の2 1及び2 略 3 職員は、<u>育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の請求に係る申出をしようとするときは、部分休業申出書(様式第18号)を教育委員会に提出しなければならない。同条第3項の規定により申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。</u> 4 前項の申出を行つた職員は、<u>育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第1号部分休業」という。)の請求にあつては第1号部分休業簿(様式第18号の2)を、同項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業(以下「第2号部分休業」という。)の請求にあつては第2号部分休業簿(様式第18号の3)をもつて教育委員会に請求しなければならない。</u> 5 略 6 職員は、<u>第1項、第2項及び第4項の請求に係り、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。</u>	(育児休業等) 第16条の2 1及び2 略 3 職員は、<u>育児休業法第19条第2項の規定により部分休業の承認を受けようとするときは、部分休業承認請求書(様式第18号)をもつて教育委員会に請求しなければならない。</u> 4 略 5 職員は、<u>第1項から第3項まで</u>の請求に係り、教育委員会の指示があつた場合は、当該請求の事由を証明する書類を提出しなければならない。

様式第18号（第16条の2関係）

部分休業申出書

川越市教育委員会 様

年 月 日

校 名
職 氏

次のとおり 年度の部分休業の請求について申し出ます。

1 請求に係る子	氏 名		続 柄	生 年 月 日
				年 月 日生
2 申出内容	種別	申 出 内 容		
	☐ 当初	☐ 第1号部分休業（1日につき2時間を超えない範囲内）		
	☐ 変更	☐ 第2号部分休業（1年につき条例で定める時間を超えない範囲内）		
3 変更が必要な事情				
4 備 考				

(注) 1 この申出書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 承認の請求及び承認の取消しの請求は、第1号部分休業の場合は別表第6の3の2を、第2号部分休業の場合は別表第6の3の3を提出すること。

様式第18号（第16条の2関係）

表

部分休業承認請求書

年 月 日

川越市教育委員会 様

校 名
職 氏

下記のとおりで部分休業の承認を請求します。

1 請求に係る子	氏 名		
	続 柄		
	生 年 月 日		年 月 日生
2 請求期間及び時間	期 間		時 間
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎 日 ☐ その他()
	年 月 日から 年 月 日まで		☐ 毎 日 ☐ その他()
3 備 考			

(注) 1 この請求書には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。

2 部分休業の承認の請求の取消しを届け出る場合は、その旨を裏面に記入すること。

3 該当する□にはレ印を記入すること。

裏

受			理			部分休業の承認の請求を取り消す時間				時間数	備考
決裁者			月	日	午	前	午	後			
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	
					・	時	分から	時	分から	時間	
					・	時	分まで	時	分まで	分	

(注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第18号の2（第16条の2関係）

第1号部分休業簿

校名

職名

氏名

年度

職名 番号	承認					承認者 (署名/印)	部分休業の請求簿										請求月日	備考
	出稼者						月日				曜日 曜日で	時間						
1							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
2							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
3							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
4							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
5							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
6							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
7							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
8							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
9							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		
10							月日	から	月日	まで		時分	から	時分	まで	月日		

(注) 承認欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

様式第 1 8 号の 3（第 1 6 条の 2 関係）

第2号 部分休業簿

氏 名

職 名

氏 名

年度

月 日	休 止					休 止 理由	休 止 日 間								休 止 時間	休 止 日 数	備 考		
	月	日	月	日	月		日	月	日	月	日	月	日	月				日	
1							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
2							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
3							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
4							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
5							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
6							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
7							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
8							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
9							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
10							月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	

注：本表欄に記入する場合は、必ず記入すること。

職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例 の一部を改正する条例の概要

1 趣 旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正及び、令和6年10月17日付けの埼玉県人事委員会が行った人事管理に関する報告を踏まえ、規定の整備を行う。

2 内 容

(1)部分休業の取得方法の拡充

1日につき2時間を超えない範囲内での取得または、1年につき10日相当を超えない範囲内での取得を可能とし、いずれかの取得方法を選択可能とする。

【改正前】

勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間の範囲内で取得可

1h	勤務時間	1h
----	------	----

【改正後】 ①又は②を選択可能

① 勤務時間の任意の時間において2時間の範囲内で取得可能

勤務時間	1h	勤務時間	1h
------	----	------	----

又は

② 【新たな取得方法】 1年につき **10日相当**の範囲内で取得可能
(77時間30分)

任意の時間に取得することが可能(1日単位で取得することも可)

※配偶者の入院等により、子の養育に著しい支障が生じると認められる場合は、それぞれの取得方法について変更可能

(2)仕事と育児の両立支援に関する措置

妊娠、出産及び3歳未満の子を養育する職員に対して、仕事と育児の両立支援制度に関する周知など、任命権者が講じなければならない措置を規定する。

3 施行期日

令和7年10月1日から施行する。

議案第 2 1 号

川越市伝統的建造物群保存地区保存審
議会委員を委嘱することについて(非公開)

(都市景観課)

報告事項(1)

川越市立霞ヶ関南小学校大規模改造
(外部)工事請負契約ほか4件について

(教育財務課)

工 事 請 負 契 約 の 内 容

- 1 契 約 の 目 的 川越市立霞ヶ関南小学校大規模改造（外部）工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 1 1 8 , 2 5 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 川越市神明町 2 3 番地 1 5
株式会社シオノ工業
代表取締役 伏見 有朋
- 5 工 期 令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 9 年 1 月 1 5 日まで
- 6 契約締結年月日 令和 8 年 6 月 2 5 日
- 7 資 料 別紙のとおり

工 事 概 要

- 1 工 事 名 川越市立霞ヶ関南小学校大規模改造（外部）工事
- 2 工 事 場 所 川越市かすみ野 1 丁目 1 番地 4
- 3 工 事 内 容 (1) 建築工事 一式
(2) 電気設備工事 一式
- 4 工 期 令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 9 年 1 月 1 5 日まで

入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 川越市立霞ヶ関南小学校大規模改造（外部）工事
 2 工 事 場 所 川越市かすみ野 1 丁目 1 番地 4
 3 落 札 者 決 定 日 令和 8 年 6 月 1 6 日
 4 工 期 令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 9 年 1 月 1 5 日まで

No.	業 者 名	入 札 額 (単位千円)			
		第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	摘 要
1	三ツ和総合建設業協同組合 埼玉西支店	辞 退			
2	東洋建設株式会社	辞 退			
3	三光建設株式会社	辞 退			
4	株式会社シオノ工業	107, 500			落 札
付	契約の金額 118, 250, 000円 (消費税及び地方消費税を含む。)				
記	1 業者による一般競争入札の結果落札				

設 計 金 額	118, 580, 000円	} 消費税及び地方消費税を含む。
予 定 価 格	118, 580, 000円	
最 低 制 限 価 格	109, 093, 600円	

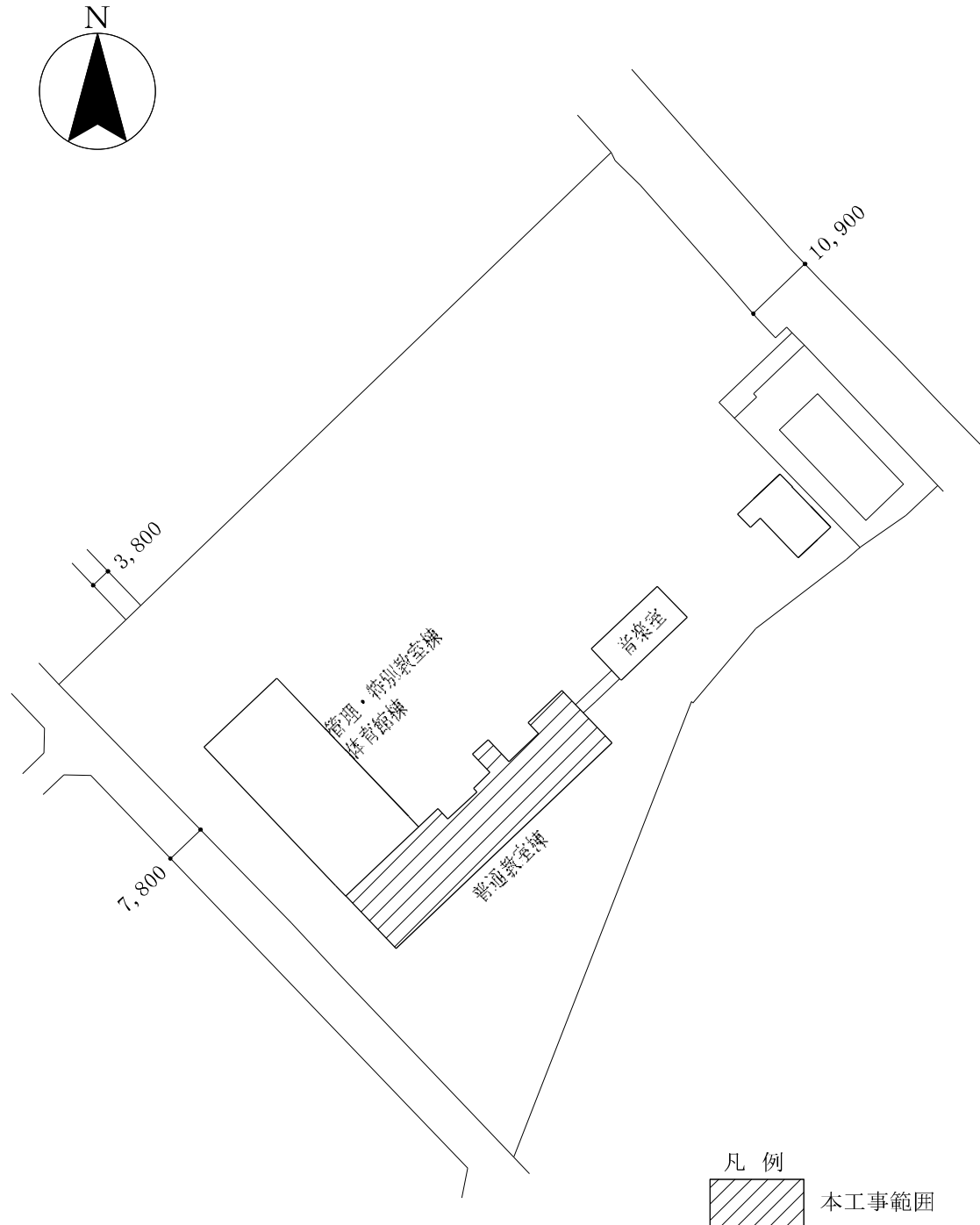
案内図

霞ヶ関南小学校



配置図

霞ヶ関南小学校
S = 1 : 1, 200



工 事 請 負 契 約 の 内 容

- 1 契 約 の 目 的 川越市立牛子小学校トイレ改修工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 33,000,000 円
- 4 契 約 の 相 手 方 川越市砂新田 2 丁目 7 番地 3
株式会社横田住建
代表取締役 久高 健
- 5 工 期 令和 8 年 7 月 2 日から令和 8 年 11 月 30 日まで
- 6 契約締結年月日 令和 8 年 7 月 2 日
- 7 資 料 別紙のとおり

工 事 概 要

- 1 工 事 名 川越市立牛子小学校トイレ改修工事
- 2 工 事 場 所 川越市大字牛子 4 1 8 番地
- 3 工 事 内 容 (1) 建築工事 一式
(2) 機械設備工事 一式
- 4 工 期 令和 8 年 7 月 2 日から令和 8 年 1 1 月 3 0 日まで

入 札 結 果 表

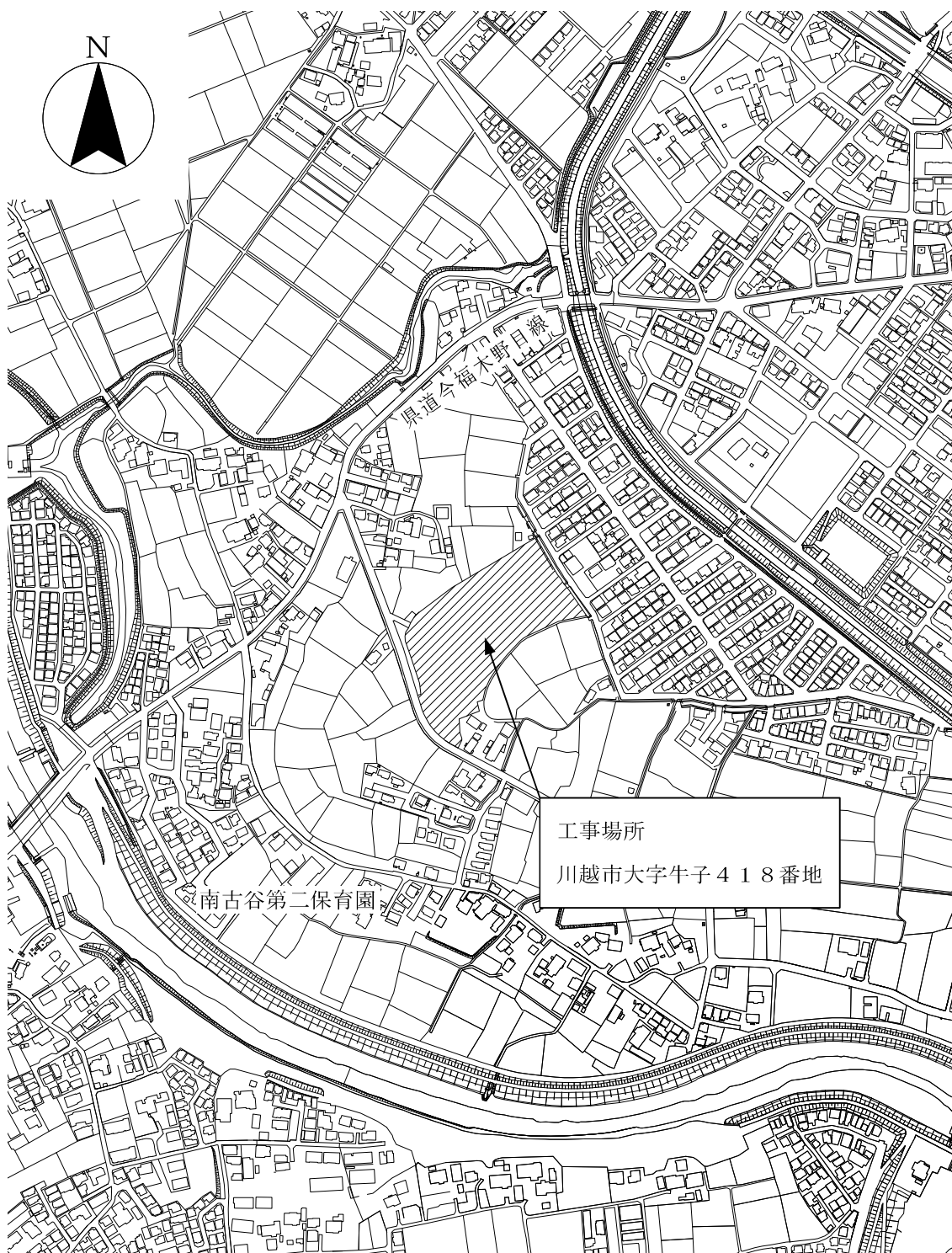
- 1 工 事 名 川越市立牛子小学校トイレ改修工事
 2 工 事 場 所 川越市大字牛子418番地
 3 落札者決定日 令和8年6月23日
 4 工 期 令和8年7月2日から令和8年11月30日まで

No.	業 者 名	入 札 額 (単位千円)			
		第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	摘 要
1	株式会社ソウケン	辞 退			
2	株式会社横田住建	30,000			落 札
付	契約の金額 33,000,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)				
記	1業者による一般競争入札の結果落札				

設 計 金 額	33,605,000円	} 消費税及び地方消費税を含む。
予 定 価 格	33,605,000円	
最 低 制 限 価 格	30,883,600円	

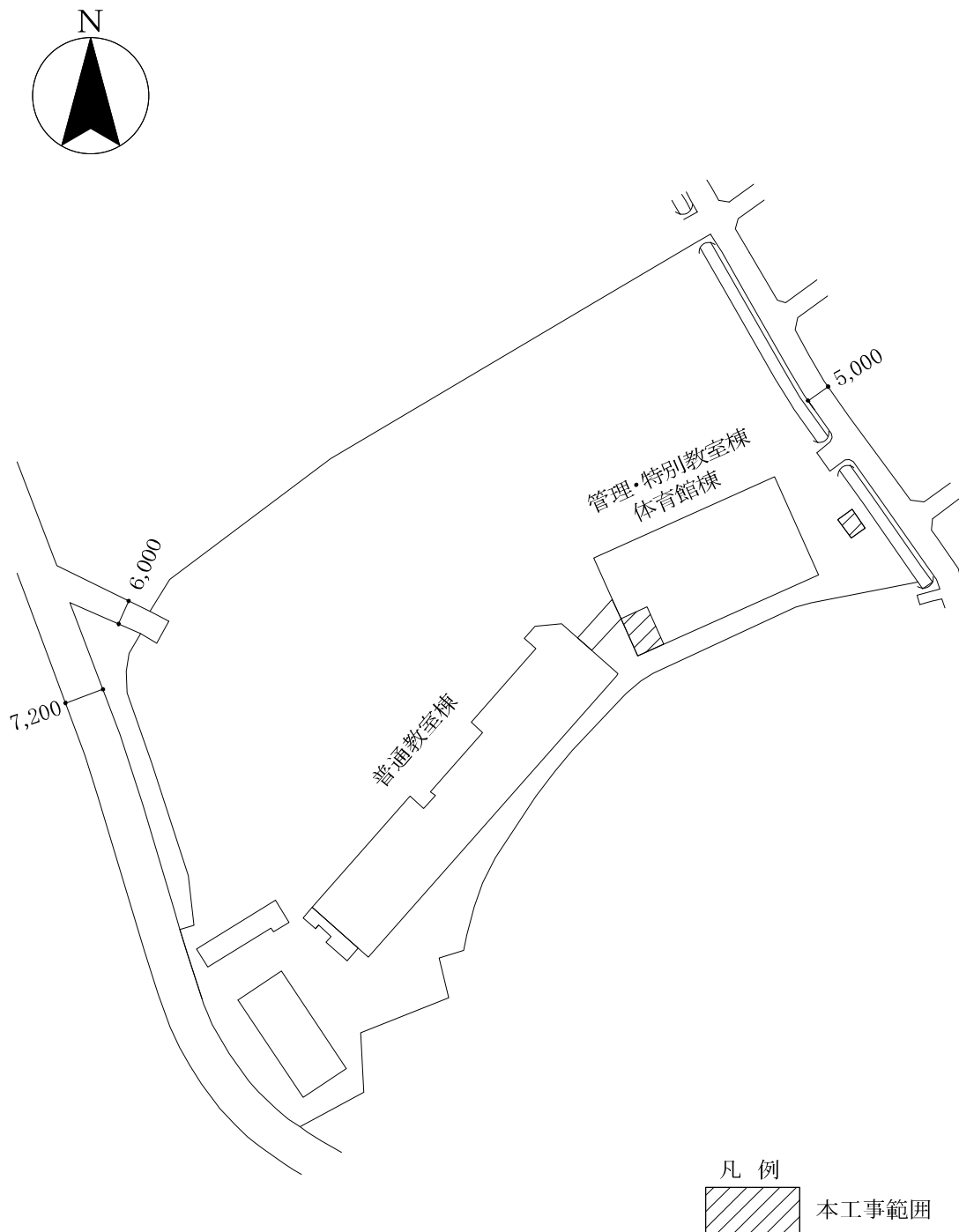
案内図

牛子小学校



配置図

牛子小学校
S = 1 : 1, 200



工 事 請 負 契 約 の 内 容

- 1 契 約 の 目 的 川越市立名細小学校トイレ改修工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 1 0 5 , 6 0 0 , 0 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 川越市大字寺山 5 0 番地
株式会社ソウケン
代表取締役 東 基樹
- 5 工 期 令和 8 年 7 月 9 日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで
- 6 契約締結年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 7 資 料 別紙のとおり

工 事 概 要

- 1 工 事 名 川越市立名細小学校トイレ改修工事
- 2 工 事 場 所 川越市大字小堤 2 1 4 番地
- 3 工 事 内 容
 - (1) 建築工事 一式
 - (2) 電気設備工事 一式
 - (3) 機械設備工事 一式
- 4 工 期 令和 8 年 7 月 9 日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで

入 札 結 果 表

- 1 工 事 名 川越市立名細小学校トイレ改修工事
 2 工 事 場 所 川越市大字小堤 2 1 4 番地
 3 落 札 者 決 定 日 令和 8 年 6 月 3 0 日
 4 工 期 令和 8 年 7 月 9 日から令和 9 年 3 月 1 2 日まで

No.	業 者 名	入 札 額 (単位千円)			
		第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	摘 要
1	三光建設株式会社	辞 退			
2	和興建材株式会社	辞 退			
3	株式会社ソウケン	96,000			落 札
付	契約の金額 105,600,000円 (消費税及び地方消費税を含む。)				
記	1 業者による一般競争入札の結果落札				

設 計 金 額	105,886,000円	} 消費税及び地方消費税を含む。
予 定 価 格	105,886,000円	
最 低 制 限 価 格	97,414,900円	

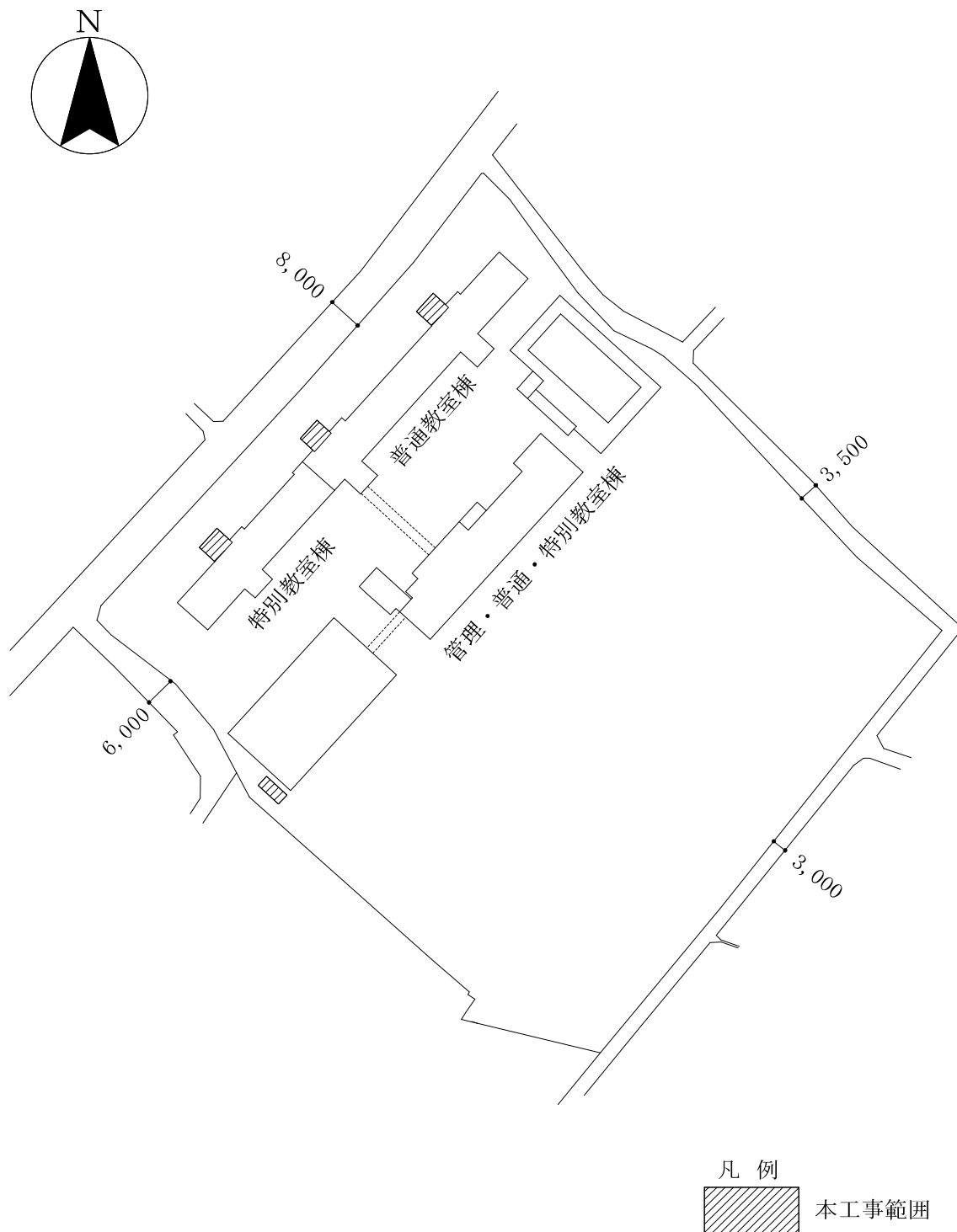
案内図

名細小学校



配置図

名細小学校
S = 1 : 1, 400



工 事 請 負 契 約 の 内 容

- 1 契 約 の 目 的 川越市立城南中学校特別教室等冷暖房設備設置工事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 1 0 2 , 0 0 9 , 6 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 川越市岸町 1 丁目 1 5 番地 1 6
埼玉設備工業株式会社
代表取締役 有山 紀之
- 5 工 期 令和 8 年 6 月 2 5 日から令和 9 年 2 月 2 6 日まで
- 6 契約締結年月日 令和 8 年 6 月 2 5 日
- 7 資 料 別紙のとおり

工 事 概 要

- 1 工 事 名 川越市立城南中学校特別教室等冷暖房設備設置工事
- 2 工 事 場 所 川越市新宿町3丁目19番地1
- 3 工 事 内 容
 - (1) 機械設備工事 一式
 - (2) 電気設備工事 一式
 - (3) 建築工事 一式
- 4 工 期 令和8年6月25日から令和9年2月26日まで

入 札 結 果 表

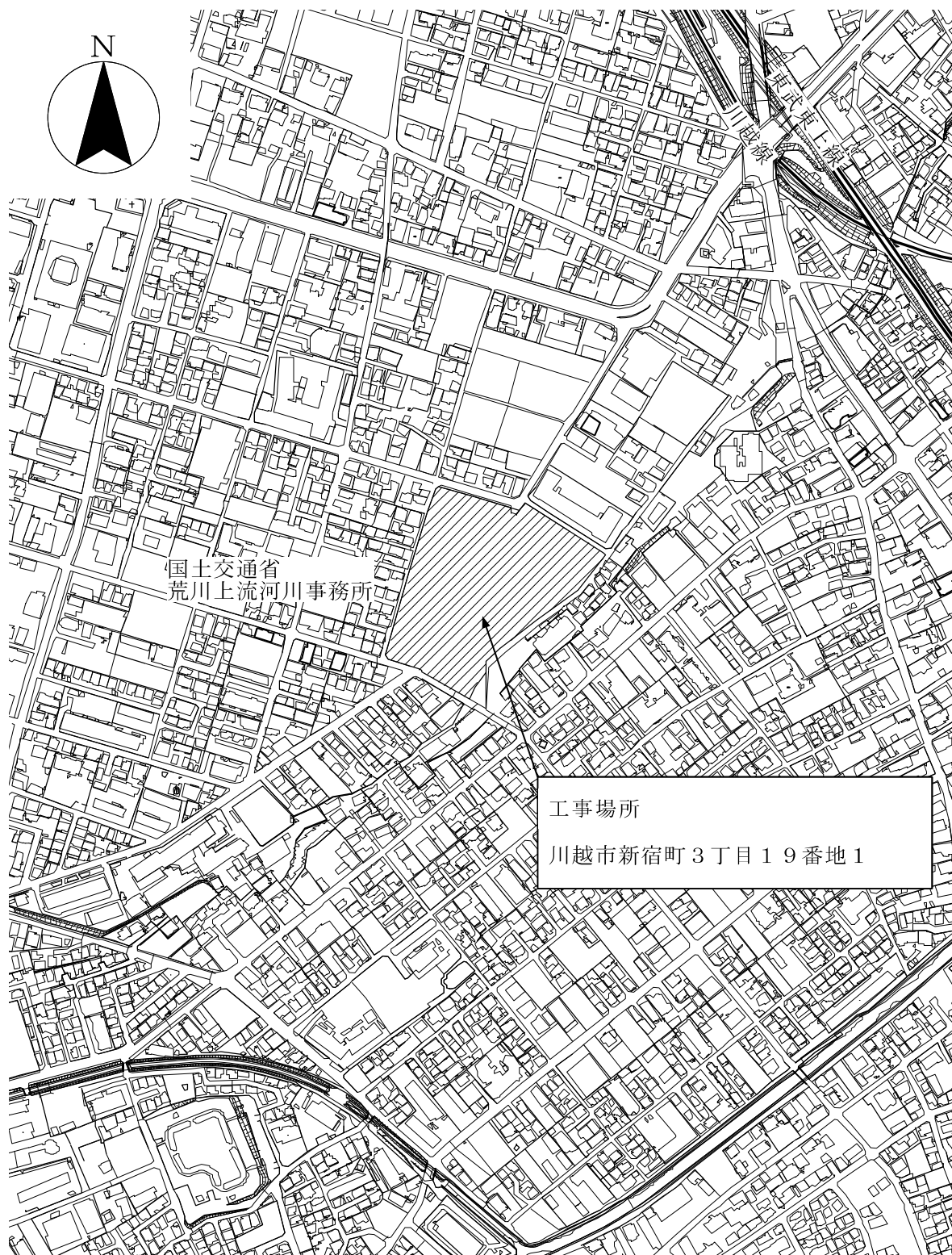
- 1 工 事 名 川越市立城南中学校特別教室等冷暖房設備設置工事
 2 工 事 場 所 川越市新宿町3丁目19番地1
 3 落 札 者 決 定 日 令和8年6月16日
 4 工 期 令和8年6月25日から令和9年2月26日まで

No.	業 者 名	入 札 額 (単位千円)			
		第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	摘 要
1	昭和工業株式会社	92,736			
2	埼玉設備工業株式会社	92,736			落 札
3	株式会社大庭電気商会	92,736			
4	川越設備株式会社	92,736			
5	株式会社三希設備	92,736			
6	株式会社ファーストプロジェクト	92,736			
7	株式会社ユーコー	92,736			
8	日開設備工業株式会社	100,500			
付	契約の金額 102,009,600円 (消費税及び地方消費税を含む。)				
記	8 業者による一般競争入札の結果落札				
	昭和工業株式会社、埼玉設備工業株式会社、株式会社大庭電気商会、川越設備株式会社、株式会社三希設備、株式会社ファーストプロジェクト及び株式会社ユーコーの入札額が同額であったため、落札候補者を電子くじにより決定				

設 計 金 額	110,880,000円	} 消費税及び地方消費税を含む。
予 定 価 格	110,880,000円	
最 低 制 限 価 格	102,009,600円	

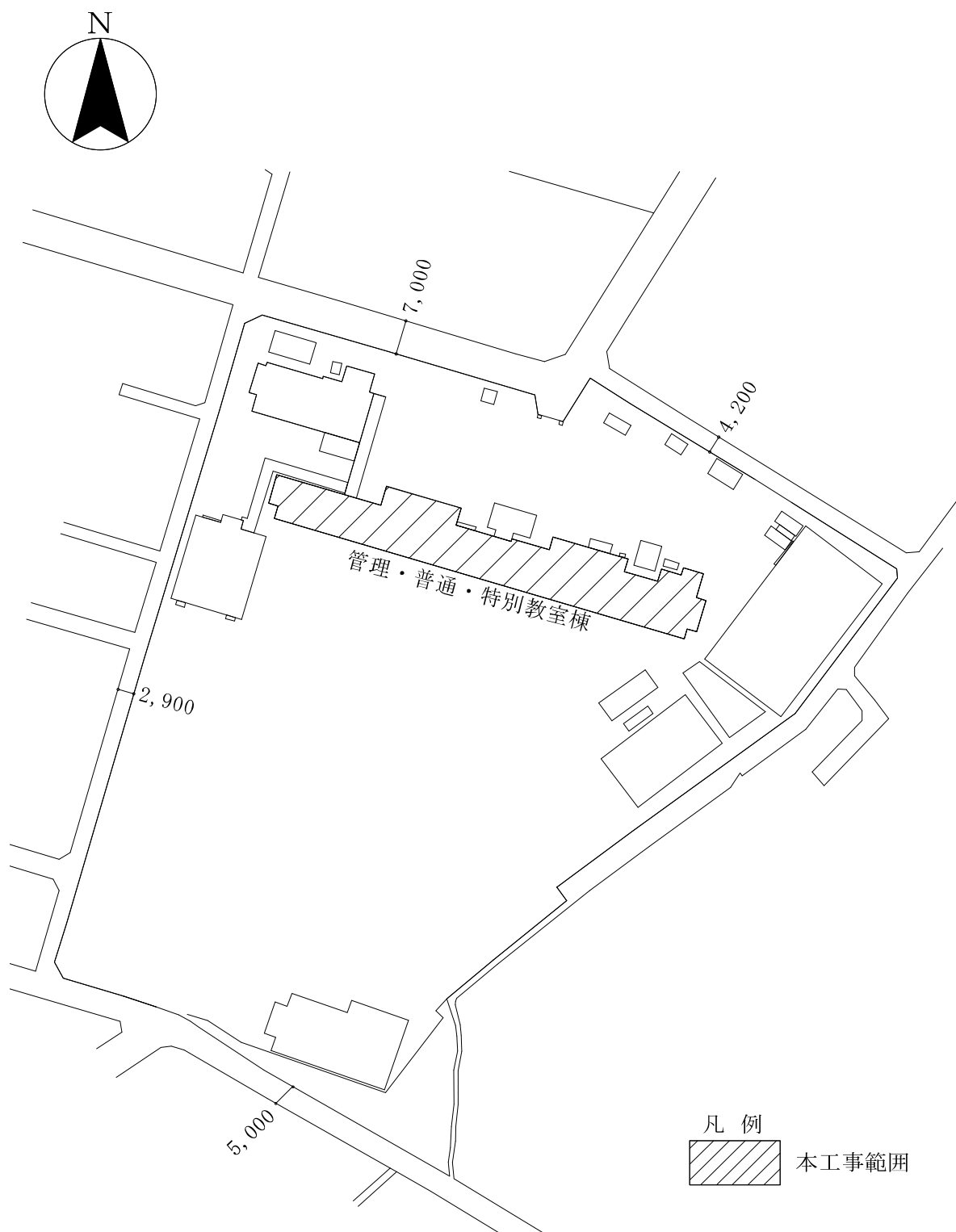
案内図

城南中学校



配置図

S = 1 : 1, 3 0 0



工 事 請 負 契 約 の 内 容

- 1 契 約 の 目 的 川越市立大東西中学校特別教室等冷暖房設備設置工
事
- 2 契 約 の 方 法 一般競争入札
- 3 契 約 の 金 額 金 6 3 , 4 1 1 , 7 0 0 円
- 4 契 約 の 相 手 方 川越市大字小堤 3 1 3 番地 1
株式会社ファーストプロジェクト
代表取締役 溝呂木 俊行
- 5 工 期 令和 8 年 7 月 9 日から令和 9 年 3 月 2 3 日まで
- 6 契約締結年月日 令和 8 年 7 月 9 日
- 7 資 料 別紙のとおり

工 事 概 要

- 1 工 事 名 川越市立大東西中学校特別教室等冷暖房設備設置工事
- 2 工 事 場 所 川越市藤倉 1 丁目 1 番地 1
- 3 工 事 内 容
 - (1) 機械設備工事 一式
 - (2) 電気設備工事 一式
 - (3) 建築工事 一式
- 4 工 期 令和 8 年 7 月 9 日から令和 9 年 3 月 2 3 日まで

入 札 結 果 表

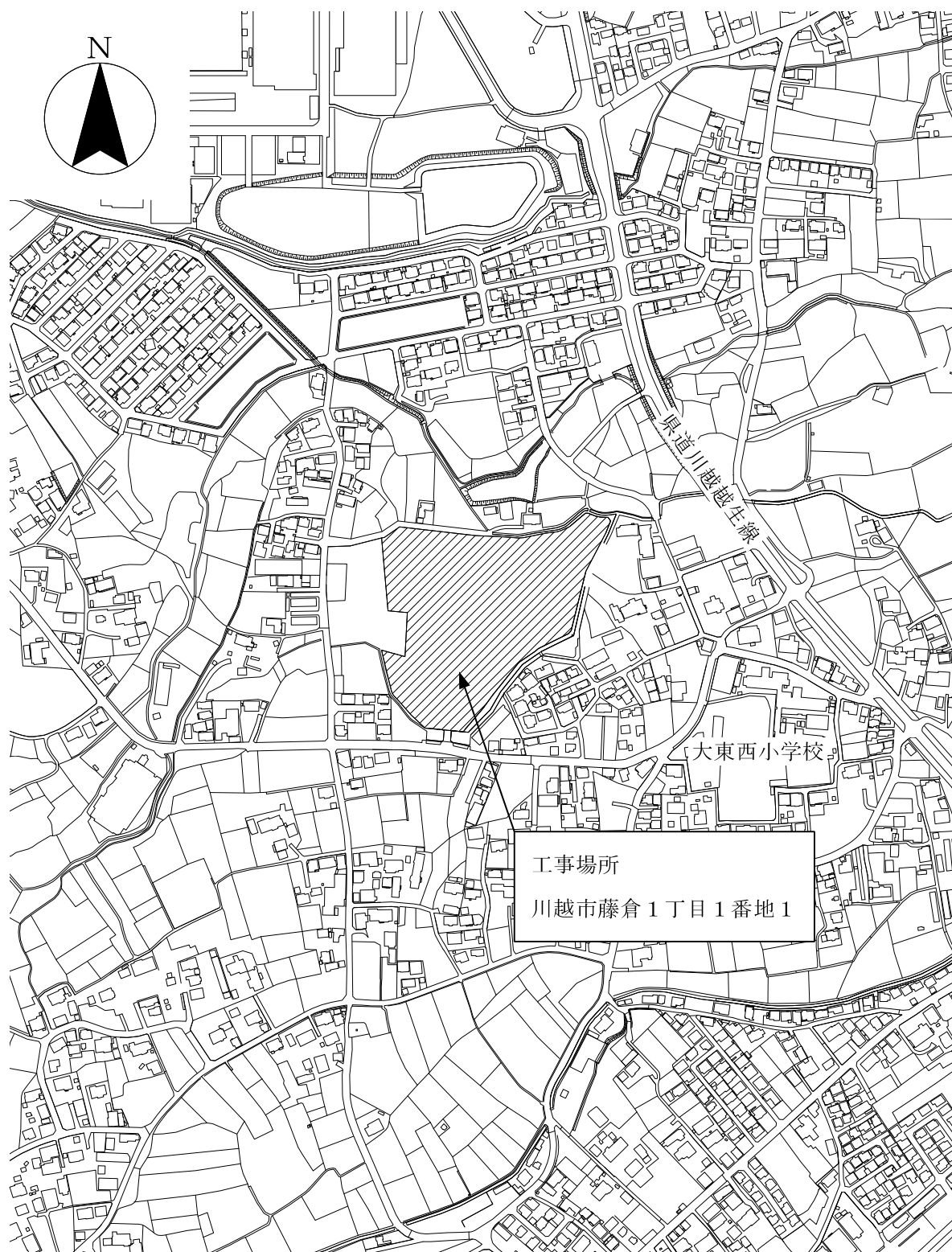
- 1 工 事 名 川越市立大東西中学校特別教室等冷暖房設備設置工事
 2 工 事 場 所 川越市藤倉1丁目1番地1
 3 落 札 者 決 定 日 令和8年6月30日
 4 工 期 令和8年7月9日から令和9年3月23日まで

No.	業 者 名	入 札 額 (単位千円)			
		第 1 回 目	第 2 回 目	第 3 回 目	摘 要
1	埼玉設備工業株式会社	辞 退			
2	株式会社オダケン	辞 退			
3	昭和工業株式会社	57,647			
4	株式会社大庭電気商会	57,647			
5	川越設備株式会社	57,647			
6	株式会社三希設備	57,647			
7	株式会社ファーストプロジェクト	57,647			落 札
8	新田工業株式会社	57,647			
9	株式会社ユーコー	57,647			
10	日開設備工業株式会社	62,000			
付	契約の金額 63,411,700円 (消費税及び地方消費税を含む。) 8業者による一般競争入札の結果落札 昭和工業株式会社、株式会社大庭電気商会、川越設備株式会社、株式会社三希設備、 株式会社ファーストプロジェクト、新田工業株式会社及び株式会社ユーコーの入札額が 同額であったため、落札候補者を電子くじにより決定				
記					

設 計 金 額	68,926,000円	} 消費税及び地方消費税を含む。
予 定 価 格	68,926,000円	
最 低 制 限 価 格	63,329,200円	

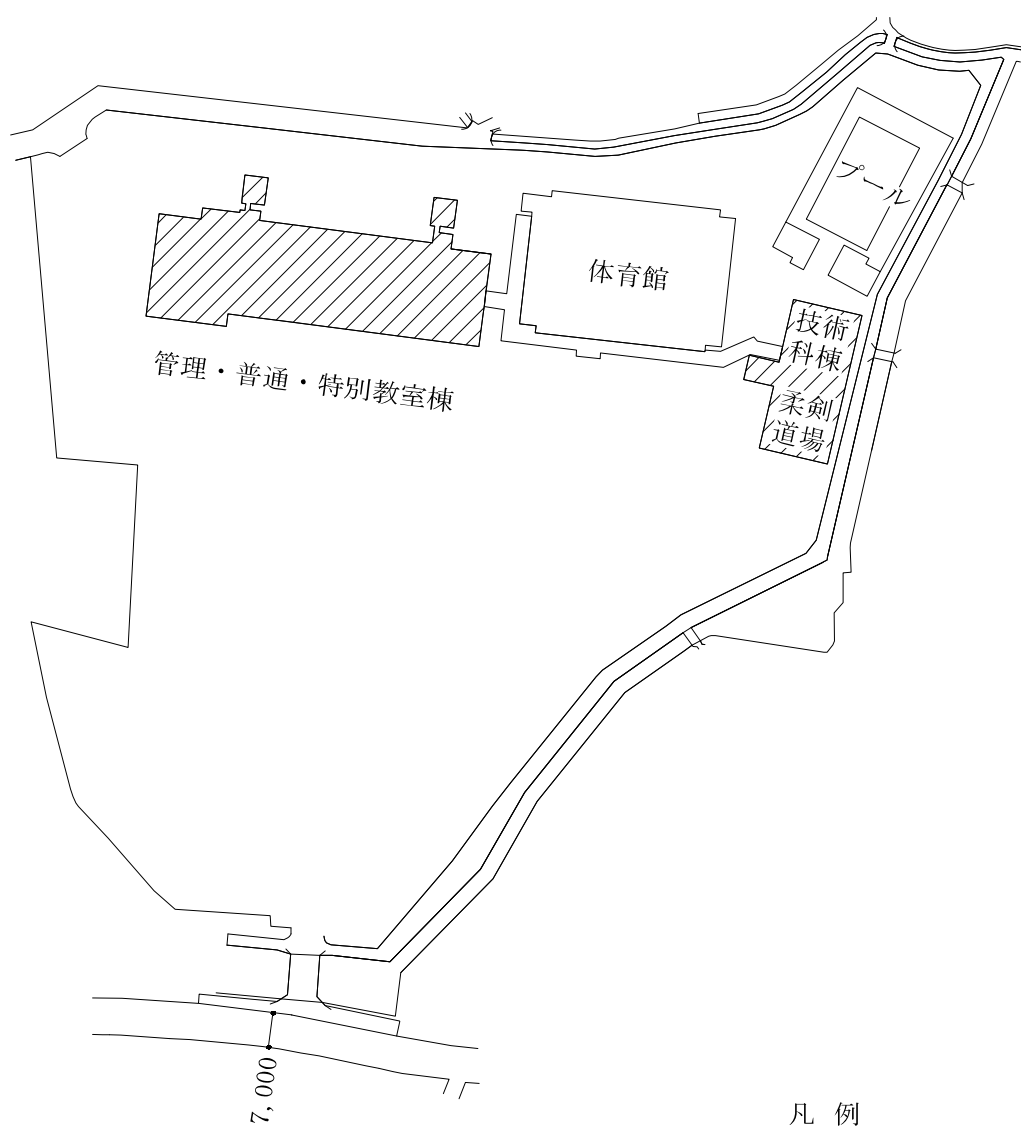
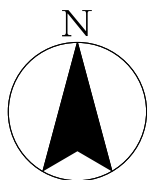
案内図

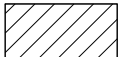
大東西中学校



配置図

大東西中学校
S = 1 : 1, 200

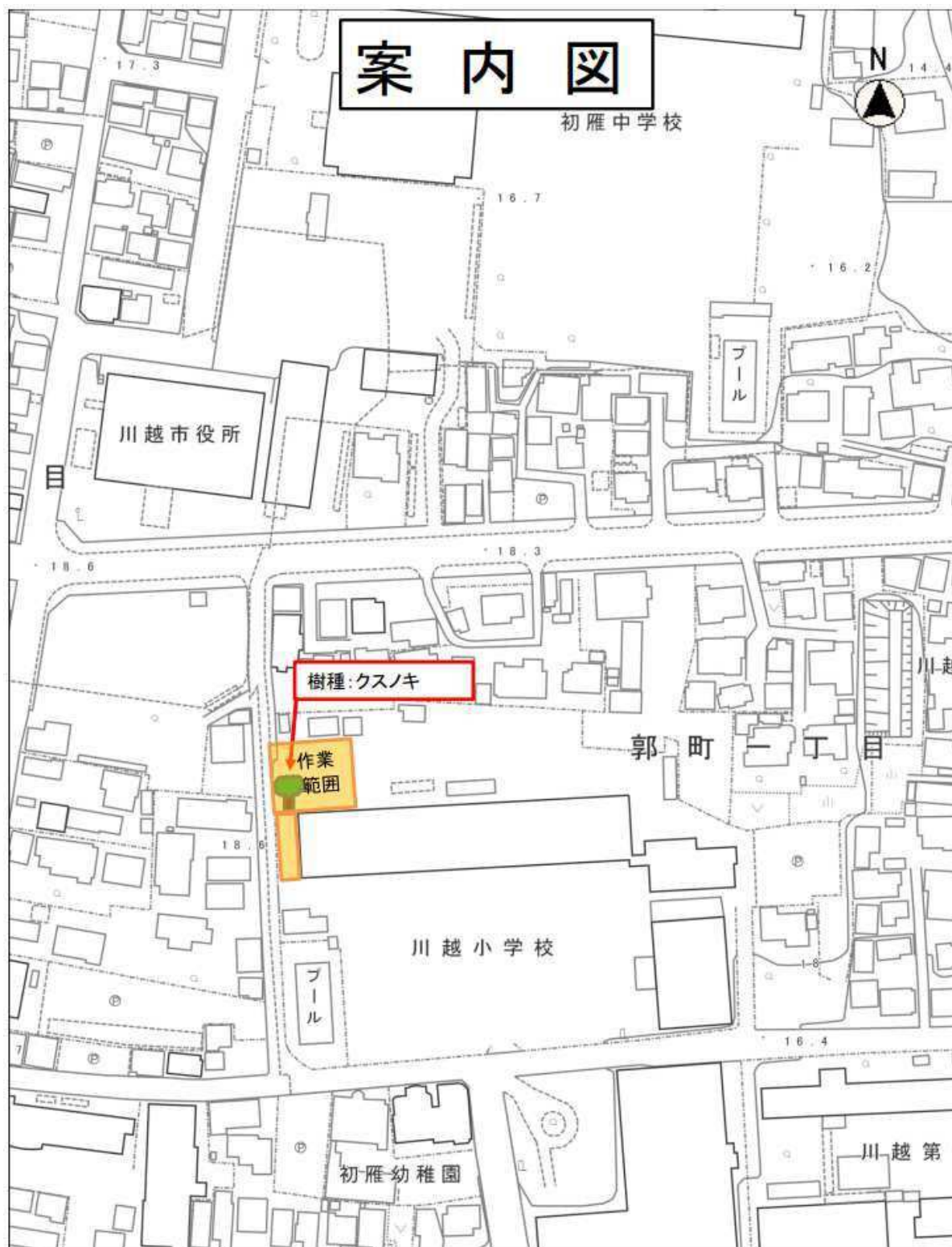


凡 例
 本工事範囲

報告事項(2)

川越市立川越小学校のクスノキの状況について

(教育財務課)



報告事項(3)

令和 8 年度以降の部活動地域展開の
取組について

(文化スポーツ部)

令和8年度以降の部活動地域展開の取組について

1 これまでの経緯と方向性

(1) 国の主な動向

- ・令和 4 年「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」策定
【概要】少子化が進み、教員の働き方改革が進む中、これまでの部活動を継続することはより一層厳しくなるため、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要。
- ・令和 7 年「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」策定
【概要】改革実行期間（令和 8～13 年度）中に、原則として休日の部活動地域展開の実現を目指す。
平日については、国において実現可能な活動の在り方や課題への対応策の検証等を行う。

※県では令和 4 年に「埼玉県地域クラブ活動推進計画」を策定し（現在は第 2 期）、国と同様の方向性としています。

⇒現状では国・県ともに、まずは休日の部活動地域展開に向け推進を図っているところです。

(2) 市の経緯・方向性

- ・市と教育委員会、中学校長等で構成される「川越市立中学校の部活動地域展開検討委員会」を設置
- ・文化・スポーツ団体、保護者、大学等が参加する「川越市地域クラブ活動連絡調整会議」を設置
- ・令和 5 年度に「川越市学校部活動地域連携・地域展開推進基金」を設置
- ・令和 6・7 年度に一部の学校を対象として実証事業を実施し、課題を整理
- ・令和 7 年 3 月「川越市立中学校における部活動地域連携・地域移行推進計画【令和 7 年度～令和 1 3 年度】」策定
- ・令和 8 年 1 月「川越市地域クラブ活動（部活動地域展開）に向けたガイドライン」策定
⇒令和 8 年度（3 年生の大会等終了後）から、川越市立中学校における部活動について、休日及び平日を含めた地域クラブ活動への移行を進めます。
⇒現在は、改革実行期間【前期】（令和 8～10 年度）中に、市内全ての中学校で休日の部活動の地域展開の実現を目指すこととしており、改革実行期間【後期】（令和 11～13 年度）では、国の動向を注視しつつ、平日の部活動の地域展開を図ります。

2 地域クラブ活動の概要（部活動との比較）

地域クラブ活動は、部活動地域展開における新たな活動の形です。本市では直営と認定の 2 つの類型で区分し、部活動に代わる受け皿として活動を行います。

(1) 直営地域クラブ活動

市が中学校部活動を地域クラブ活動化する形で設置し、運営する地域クラブ活動です。
部活動地域展開後におけるこどもたちの主な活動の場として、こどもたちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保することを目的とします。

(2) 認定地域クラブ活動

総合型地域スポーツクラブや地域のクラブチーム等で市から認定を受けた地域クラブ活動です。
既存の部活動にとらわれない、多様な選択肢の確保を目的とします。

(3) 部活動と地域クラブ活動の比較

	部活動	直営地域クラブ活動	認定地域クラブ活動
運営・実施主体	各中学校	市	団体、個人等
指導者	教員、部活動指導員	地域人材、希望する教員	各団体の指導者
参加者	各中学校の生徒	近隣の中学校区単位	主に川越市内の生徒
活動場所	各中学校	主に市内中学校	文化・体育施設等
費用負担	部費（実費負担）	会費（当初は無償）	団体が定める会費

3 直営地域クラブ活動の方向性

(1) エリア区分

直営地域クラブ活動は近隣の学校単位による 10 エリアの区分をベースとし、参加人数に応じて複数エリアを統合するなどにより調整して実施します（目安として 1 クラブ 20～40 人とし、人数が超過するクラブは単独校で実施）。



(2) 活動の種目

現在学校部活動で実施している種目について、地域展開後に受け皿となるよう設置を進めます。

【想定している種目】

スポーツ：バスケットボール、バレーボール、ソフトテニス、卓球、陸上、サッカー、野球、ソフトボール、バドミントン、水泳、柔道、剣道

文化：吹奏楽、家庭科（茶道等和文化体験含む）、美術、科学

※認定地域クラブ活動では既存の学校部活動にはない活動も実施。

(3) 指導者

1 クラブにつき原則として指導者を 2 名とします。指導者は教員の兼職兼業を認めるほか、指導者バンクを設けて地域から人材を募集します。指導者確保のため市職員への呼びかけも行います。

指導者謝金は国の見解及びこれまでの市実証事業を踏まえ、1 時間 1,600 円を見込んでいます。

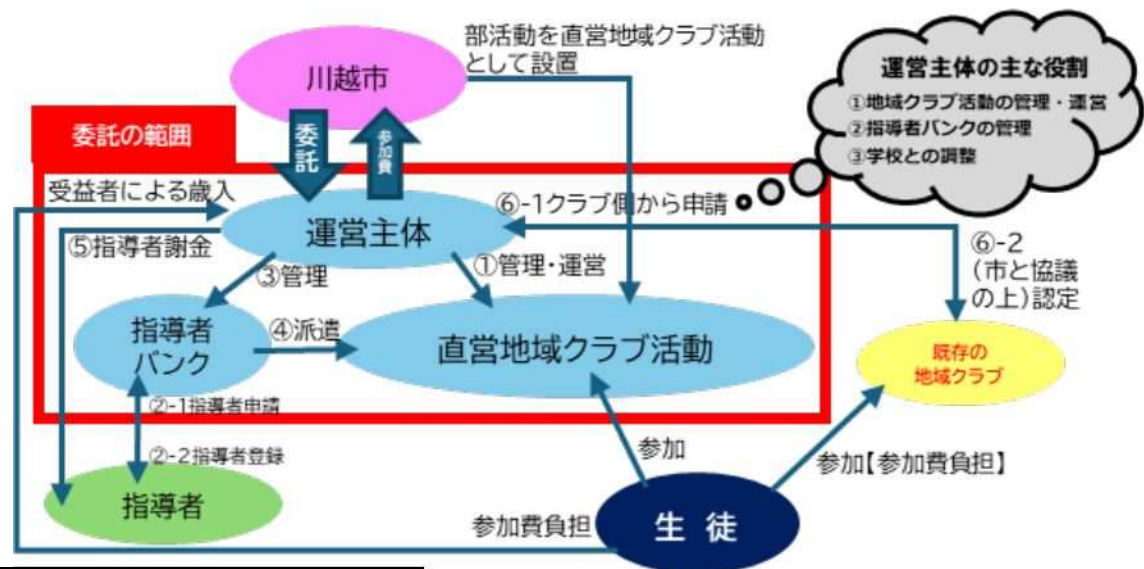
(4) 受益者負担（参加費）

全校で休日の地域クラブ活動を実施する令和 11 年度から、受益者負担を導入することを検討しています。金額は国ガイドラインで月額 1,000～3,000 円程度が望ましいとされており、今後の運営に要する費用を考慮して設定します。

(5) 運営主体

直営地域クラブ活動は市の直営で行いますが、クラブ数の増加を見据え、令和 9 年度以降は事務局運営を業務委託する予定です。事務局では、クラブや指導者の登録、出欠管理、参加費の受領及び指導者への謝金支払い、学校との調整等を行う見込みです。

4 実施体制イメージ



5 今後のスケジュール・予算

(1) 令和8年度・9年度の直営地域クラブ活動

【令和8年度】スポーツ2校 霞ヶ関・霞ヶ関東（陸上・男女バスケ）

※9月補正で実施種目（野球、男女バレー、サッカー、女子ソフトテニス、男女卓球、柔道、剣道）を追加予定

文化4校 東・高階西・川越西（吹奏楽）、富士見（茶道和文化）

※9月補正で楽器と茶道用具の購入を計上予定

【令和9年度】スポーツ10校 } 富士見・野田 東・南古谷 高階西・福原
文化10校 } 霞ヶ関・霞ヶ関東 霞ヶ関西・川越西

以上の5エリア10校で既存部活動に代わるクラブを設置

学校名	富士見	野田	東	南古谷	高階西	福原	霞	霞東	霞西	川越西
種目										
陸上	○		○	○	○		○			○
野球	○	○		○	○		○			○
ソフトボール	○									
バスケ男子	○	○	○	○	○		○	○	○	○
バスケ女子	○		○	○	○		○			○
バレー男子							○			
バレー女子	○	○	○	○	○		○			○
サッカー	○	○	○	○	○		○	○	○	○
ソフトテニス男子	○				○					
ソフトテニス女子	○	○	○	○	○		○			○
卓球男子	○		○	○	○		○		○	○
卓球女子	○		○		○		○			○
柔道							○			
剣道	○		○	○	○		○		○	○
水泳	○									
バドミントン					○					
吹奏楽	○	○	○	○	○		○	○	○	○
茶道和文化	○									

⇒スポーツ79クラブ、文化11クラブを実施

※青色は令和8年度当初予算実施種目。緑色は令和8年度補正予算実施見込み種目。

(2) 令和8年度・9年度の直営地域クラブ活動予算

【令和8年度】スポーツ：1,560千円（9月補正で国県補助を活用し1,829千円を追加計上予定）

文化：1,490千円（9月補正で国県補助を活用し2,145千円を追加計上予定）

※国県補助（国1/3、県1/3、市1/3の負担割合。活動規模等の基準による上限あり）

及び基金充当により、一般財源はスポーツ・文化合計で1,274千円。

【令和9年度】スポーツ：50,617千円、文化：7,612千円

※国県補助と基金（補助裏の1/2とする）を充当予定。

[単位：千円]

	令和8年度						
	当初	補正	（補正概要）	計	補助	基金	一般財源
スポーツ	1,560	1,829	直営地域クラブ活動の種目追加	3,389	1,728	830	831
文化	1,490	2,145	楽器・茶道用具の購入	3,635	2,310	662	663
計	3,050	3,974		7,024	4,038	1,492	1,494

	令和9年度					
	R8から継続 （市直営）	R9から開始 （委託）	計	補助	基金	一般財源
スポーツ	3,573	47,044	50,617	22,016	14,300	14,301
文化	929	6,683	7,612	2,940	2,336	2,336
計	4,502	53,727	58,229	24,956	16,636	16,637

(3) 令和10年度以降も含めたスケジュール・予算

[単位：千円]

年度		令和8年度大会 終了後	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
		改革実行期間（前期）			改革実行期間（後期）		
対象学年		現 中学1・2年生	現 6年生 と 中学1年生	現 小学5・6年生	現 小学4～6年生	現 小学3～5年生	現 小学2～4年生
休日の地域クラブ		スポーツ2校(4クラブ)、文化4校(4クラブ)					
		スポーツ8校・文化6校追加(計10校 スポーツ79、文化11の計90クラブを想定)					
		スポーツ・文化とも未実施校を追加 (全校実施 スポーツ158、文化22の計180クラブを想定)					
運営主体		市直営 → 業務委託で実施					
年度ごとの 予算(案)	事業費 当初	3,050	市直営 4,502 業務委託 53,727	132,185	152,826	152,826	152,826
	補正	3,974					
財源① 県補助		4,038	24,956	56,922	—	—	—
財源② 基金		1,492	16,636	37,631	11,612	11,612	11,612
財源③ 受益者負担 ※月3,000円		—	—	—	129,600	129,600	129,600
一般財源		1,494	16,637	37,632	11,614	11,614	11,614

協議事項(1)

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書（案）について

(非公開)

（教育総務課）